

香芝市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年3月24日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第1号

香芝市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図るといふ平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、香芝市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、本市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 本市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年度の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

香芝市高山台グラウンド設置条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 2 号

香芝市高山台グラウンド設置条例

(設置)

第 1 条 香芝市民の健康増進とスポーツ活動の推進に資するため、香芝市高山台グラウンド(以下「グラウンド」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 グラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 香芝市高山台グラウンド

位置 香芝市高山台三丁目 14 番 16

(管理)

第 3 条 グラウンドは、香芝市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(使用の許可)

第 4 条 グラウンドを使用できる者は、香芝市内に住所又は勤務場所を有する者とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 グラウンド及びその附属器具を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しない。

(1) グラウンドの設置目的に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) その他グラウンドの管理上支障があると認められるとき。

3 委員会は、前項の許可をする場合において、グラウンドの管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第 5 条 委員会は、グラウンドの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(5) グラウンドの運営に支障が生じたとき。

2 前項の規定により、許可の取消し又は使用の制限若しくは停止をした場合、使用者に損害が生じても、香芝市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第6条 グラウンドの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、その使用が終了したとき、又は使用を中止したときは、直ちにグラウンドを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、施設又は設備、その他器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、これを減額又は免除できる。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 3 号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改め、同条第 3 項中「16 時間」を「15 時間 30 分」に、「32 時間」を「31 時間」に改め、同条第 4 項中「32 時間」を「31 時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 8 条の 3 第 2 項中「24 時間」を「23 時間 15 分」に、「150 時間」を「145 時間 20 分」に改める。

(香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 香芝市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号及び第 2 号中「20 時間、24 時間又は 25 時間」を「19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分」に改める。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項及び第 3 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

香芝市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 4 号

香芝市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

香芝市地域活動支援センター条例（平成 1 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 2 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

香芝市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 5 号

香芝市介護保険条例の一部を改正する条例

香芝市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで」を「平成 2 1 年度から平成
2 3 年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

香芝市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 6 号

香芝市営住宅条例の一部を改正する条例

香芝市営住宅条例（平成 9 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 2 条」を「第 4 2 条の 2」に改める。

第 5 条第 6 号中「第 20 条）」の次に「同法」を加える。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 5 号」を「第 6 号まで」に改め、「第 3 号」の次に「及び第 6 号」を加え、同条第 1 号中「第 1 2 条及び第 5 2 条」を「第 6 号、第 1 2 条及び第 5 2 条第 1 項第 1 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第 7 条第 1 項中「前条各号」を「前条第 1 号から第 4 号まで」に改め、同条第 2 項中「及び第 3 号」を「から第 6 号まで」に改める。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第 1 9 条第 2 項中「第 1 6 条の各号」を「第 1 6 条各号」に改める。

第 2 9 条第 3 項中「この場合においては」を「この場合において」に改める。

第 4 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

第 4 2 条第 4 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同条第 5 項中「第 1 項第 6 号」を「第 1 項第 7 号」に改め、第 2 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（意見聴取等）

第 4 2 条の 2 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、本市の区域を管轄する警察署の署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 入居の申込みをした者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする

親族

(2) 第12条第1項の市長の承認を受けて入居者が同居させようとする者

(3) 第13条第1項の市長の承認を受けて引き続き市営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者

2 市長は、特に必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、市長に対して意見を述べることができる。

第52条中「かかわらず」の次に「、同条第6号に掲げる条件を具備し、かつ」を加える。

第54条中「第42条」を「第42条の2」に、「明け渡し」を「明渡し」に改める。

第57条第4号中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市条例第 7 号

香芝市税条例等の一部を改正する条例

(香芝市税条例の一部改正)

第 1 条 香芝市税条例(昭和 32 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 4 項中「第 5 号の 5 様式」の次に「、第 5 号の 5 の 2 様式」を加える。

第 38 条第 1 項中「若しくは第 2 項」を削る。

第 47 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 47 条の 3 中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第 47 条の 5 第 1 項中「(同条第 2 項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第 2 項中「及び同条第 2 項」を削り、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第 1 項」とあるのは「第 47 条の 5 第 1 項」に改める。

第 51 条第 1 項第 6 号中「特定非営利活動促進法」の次に「(平成 10 年法律第 7 号)」を加える。

第 54 条第 7 項中「施行規則第 10 条の 2 の 9」を「施行規則第 10 条の 2 の 10」に改める。

第 56 条中「第 348 条第 2 項第 9 号」の次に「、第 9 号の 2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第 49 条の 10 に規定する医療法人」を「医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人

(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人 (非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第 5 8 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 8 条の 2 法第 3 4 8 条第 2 項第 1 1 号の 5 の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号に、家屋については第 2 号及び第 3 号に、償却資産については第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第 5 9 条中「、第 1 1 号の 4 」を「から第 1 1 号の 5 まで」に改める。

第 9 3 条第 2 項中「民法」の次に「 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 」を加える。

附則第 8 条中「、第 1 5 条の 3 又は第 3 9 条第 5 項」を「又は第 1 5 条の 3 」に、「、第 1 5 条の 3 若しくは第 3 9 条第 5 項」を「若しくは第 1 5 条の 3 」に改める。

附則第 8 条の 2 第 4 項中「同法第 4 1 条第 1 項の規定による地方公共団体の」を「令附則第 1 2 条第 2 1 項第 2 号に規定する」に改め、同条第 7 項中「施行規則附則第 7 条第 7 項各号」を「施行規則附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 8 項中「施行規則附則第 7 条第 8 項各号」を「施行規則附則第 7 条第 9 項各号」に改める。

附則第 8 条の 3 を削る。

附則第 9 条の見出し中「平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで」を「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」に改める。

附則第 9 条の 2 の見出しを「 (平成 2 2 年度又は平成 2 3 年度における土地の価格の特例) 」に改め、同条第 1 項中「平成 1 9 年度分」を「平成 2 2 年度分」に、「平成 2 0 年度分」を「平成 2 3 年度分」に改め、同条第 2 項

中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第9条の3を削る。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第10条の3中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の3中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の4を削り、附則第11条の5を附則第11条の4とし、附則第11条の6を削る。

附則第13条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第14条の4第3項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第15条第3項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第16条第5項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第17条第2項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第18条の2第2項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」

に改める。

附則第18条の4第2項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

第2条 香芝市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条の2第8項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「施行規則附則第7条第2項各号」を「施行規則附則第7条第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

(香芝市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香芝市税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第18項及び第19項」を「次条第16項及び第17項」に改め、同条第3号中「第12項」を「第10項」に改め、同条第4号中「次条第13項から第17項まで」を「次条第11項から第15項まで」に改める。

附則第2条第5項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、

同項各号を削り、同条第8項中「(次項及び第11項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項を第11項とし、同条第14項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第17条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第2条第14項」を「附則第2条第12項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「第14項」を「第12項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「第14項」を「第12項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項を同条第16項とし、同条第19項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第17項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次条第3項の規定は、同年6月4日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の香芝市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の2第4項の規定は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の香芝市税条例附則第8条の2第4項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の香芝市税条例附則第8条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 2 号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成 5 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「企画係」を「企画係
防災係」に、「収税課 徴収係」を「収税
滞納
課 徴収係
滞納対策係」に、「戸籍係」を「戸籍係
年金係」に、
「保険年金課
給付係
保険料係
年金係」を「保険医療課
給付係
保険料係」に、「社会福祉係」を「福
障
社政策係
害福祉係」に、「保険係」を「保険料係」に、
「商工係
農産係
地籍耕地係
観光係」を「商工観光係
農産係
地籍耕地係」

に改める。

」

第 5 条企画係の項中第 10 号を削り、第 9 号を第 10 号とし、第 7 号及び第 8 号を削り、第 6 号を第 9 号とし、第 2 号から第 5 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 行政改革に関する事。
- (3) 行政評価に関する事。
- (4) 行政組織及び事務分掌に関する事。

第 5 条企画係の項第 11 号中「香芝市ふたかみ文化センター及び香芝市モナミホール」を「香芝市文化施設」に改め、同条に次の 1 項を加える。

防災係

- (1) 防災対策及び国民保護対策の総合調整に関する事。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関する事。
- (3) 国民保護対策本部及び国民保護協議会に関する事。
- (4) 自主防災組織に関する事。
- (5) 防災訓練及び防災意識の啓発に関する事。

第7条総務行政系の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

第7条文書系の項に次の2号を加える。

(13) 公平委員会との連絡調整に関すること。

(14) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

第8条財政系の項に次の1号を加える。

(10) 土地開発公社に関すること。

第10条市民税系の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条徴収系の項各号を次のように改める。

(1) 現年度課税分を主とする市税の納税関係事務に関すること。

(2) 市税の納税奨励に関すること。

(3) 市税の徴収、督促、催告及び調査に関すること。

(4) 市税の納税証明に関すること。

(5) 市税の過誤納金に関すること。

(6) 市税の口座振替に関すること。

第31条を第32条とし、第26条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第25条商工系の項中「商工係」を「商工観光係」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 観光に関する企画、立案及び調整に関すること。

(10) 観光資源の保護及び振興に関すること。

第25条農産系の項第8号中「駆除」を「捕獲等」に改め、同条観光系の項を削り、同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条保険系の項中「保険係」を「保険料係」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条給付系の項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加え、同条を第20条とする。

(1) 介護保険事業計画に関すること。

第18条社会福祉系の項中「社会福祉係」を「福祉政策係」に改め、同項第1号中「総合調整」の次に「及び計画立案」を加え、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号から同項第13号までを2号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加え、同条を第19条とする。

障害福祉係

- (1) 障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳に関すること。
- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく福祉に関すること。
- (3) 重度心身障害者等福祉年金、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- (4) 香芝市地域活動支援センターすみれの里に関すること。

第17条を第18条とする。

第16条人権係の項第3号中「人権・同和問題啓発活動推進本部」を「人権問題啓発活動推進本部」に改め、同条を第17条とする。

第15条（見出しを含む。）中「保険年金課」を「保険医療課」に改め、年金係の項を削り、同条を第16条とする。

第14条を第15条とする。

第13条戸籍係の項の次に次の1項を加え、同条を第14条とする。

年金係

- (1) 国民年金被保険者の資格得喪の受理に関すること。
- (2) 国民年金関係書類の審査及び進達に関すること。
- (3) その他国民年金に関すること。

第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（滞納対策課の事務分掌）

第12条 滞納対策課の事務分掌は、次のとおりとする。

滞納対策係

- (1) 滞納繰越分を主とする市税の納税関係事務に関すること。
- (2) 市税の徴収、催告及び調査に関すること。
- (3) 市税の滞納処分に関すること。
- (4) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損に関すること。
- (5) 差押え及び換価処分に関すること。
- (6) 滞納等審査会に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日に現に市民生活部保険年金課の課長、係長若しくは主査に補せられ、又は当該部課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、この規則の施行の日にそれぞれ市民生活部保険医療

課の課長、係長若しくは主査に補せられ、又は当該部課に勤務を命ぜられたものとする。

(香芝市公印規則の一部改正)

- 3 香芝市公印規則(平成3年規則第10号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「保険年金課長」を「保険医療課長」に改める。

(香芝市債権管理規則の一部改正)

- 4 香芝市債権管理規則(平成19年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「収税課長」を「滞納対策課長」に改める。

(香芝市会計規則の一部改正)

- 5 香芝市会計規則(昭和59年規則第6号)の一部を次のように改正する。
別表第1中

「

総務部 収税課	課長	総務部 収税課	課に勤務する職員	を
---------	----	---------	----------	---

」

「

総務部 収税課	課長	総務部 収税課	課に勤務する職員	に、
総務部 滞納対策課	課長	総務部 滞納対策課	課に勤務する職員	

」

「保険年金課」を「保険医療課」に改める。

別表第2中

「

総務部 収税課長	市税等及びその附帯金の収納	課に勤務する職員	を
	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員	
	所管に係る物品の出納保管		

」

「

--	--	--

」

総務部 収税課長	市税等及びその附帯金の収納	課に勤務する職員
	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	
総務部 滞納対策課長	市税等及びその附帯金の収納	課に勤務する職員
	所管に係る手数料及びその他の徴収金の収納	上席職員
	所管に係る物品の出納保管	

に、

「保険年金課長」を「保険医療課長」に改める。

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 3 号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 項中「半日勤務時間」を「4 時間の勤務時間」に改める。

第 11 条各号列記以外の部分中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同条第 2 号中「160 時間」を「155 時間」に、「40 時間」を「38 時間 45 分」に、「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 11 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第 11 条の 4 各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同条第 3 号及び 4 号中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 12 条中「掲げる率」を「定める率」に改める。

第 13 条第 1 項中「、半日」及び「（再任用短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、1 日又は 1 時間）」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 15 条第 5 項中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改める。

第 29 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

別表第 2 第 2 の項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 2 の項の改正規定は、同年 5 月 21 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 3 条の規定に基づき任命権者の承認を受けている半日勤務時間の割振り変更については、なお従前の例による。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 4 号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和 42 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項中「よる」を「より、かつ、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号。以下「法」という。）附則第 5 項の規定を遵守しなければならない。この場合において、法第 10 条第 1 項の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定として、同項の規定を適用しなければならない場合とは、次に掲げる場合を含むものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第 9 条の規定により必要となる規則その他規程の改正又は廃止などの措置がとられていないとき。
- (2) 協定により、給料、手当その他勤務条件が変更されることにより、新たな費用が生じることとなる場合にあって、当該新たな費用が予算の費目ごとの金額の範囲内に収まっているものの、当該変更の内容が重要なものであるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 5 号

香芝市契約規則の一部を改正する規則

香芝市契約規則（昭和 39 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「前条第 1 項」を「前条第 2 項」に改め、同条第 2 項第 4 号中「農林中央金庫又は商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫」に改める。

第 23 条第 1 項中「年 10.75 パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に、「閏年」を「うるう年」に改める。

第 3 号様式の第 34 条第 1 項中「10 分の 3」を「10 分の 4」に改め、同条第 3 項中「10 分の 3」を「10 分の 4」に、「この場合においては」を「この場合において」に改め、同条第 4 項中「10 分の 4」を「10 分の 5」に改め、同条第 6 項中「年 10.75 パーセントの割合で」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率により」に改め、同様式の第 45 条第 2 項及び第 3 項中「年 10.75 パーセントの割合で」を「支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率により」に改め、同様式の第 47 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 5 号中「第 49 条第 1 項」を「第 50 条第 1 項」に改め、同様式の第 55 条を同様式の第 57 条とし、同様式の第 52 条から第 54 条までを 2 条ずつ繰り下げ、同様式の第 51 条第 1 項中「本条」を「この条」に改め、同条を同様式の第 53 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（損害賠償の予定）

第 52 条 乙は、第 48 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金の最低額として、請負代金額の 10 分の 1 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和 57 年 6 月 18 日付け公正取引委員会告示第 15 号（不公正な取引方法）第 6 項に該当する行為である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金については、乙が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又

は構成員であった者に請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を甲に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

第3号様式の第50条第3項中「第47条」の次に「又は第48条」を加え、「年10.75パーセントの割合で」を「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により」に改め、同条第6項中「本条」を「この条」に改め、同条第7項中「この場合においては」を「この場合において」に改め、同条第8項中「第47条」の次に「又は第48条」を加え、同条を同様式の第51条とし、同様式の第49条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を同様式の第50条とし、同様式の第48条に見出しとして「(賠償金等の徴収)」を付し、同条第1項中「前条第1項」を「第47条第1項又は前条第1項」に改め、同条を同様式の第49条とし、同条の前に次の1条を加える。

(談合等による解除)

第48条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第50条第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定により確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香芝市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結するものについて適用し、施行日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。

香芝市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 6 号

香芝市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市立学童保育所条例施行規則（平成 2 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表真美ヶ丘東学童保育所の項中「 4 5 人」を「 9 0 人」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

香芝市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 7 号

香芝市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市営住宅条例施行規則（平成 9 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「香 第 号」を「第 号」に改める。

第 3 号様式（表）中「香 第 号」を「第 号」に、「同法施行令及び同法施行規則並びに香芝市営住宅条例及び同条例施行規則」を「公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則並びに香芝市営住宅条例及び香芝市営住宅条例施行規則」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)
誓約書

年 月 日

香芝市長 様

住所 香芝市
市営住宅
氏名

団地 号
印

市営住宅入居期間中、下記の事項を固く遵守します。

なお、下記の事項に違反した場合、市より住宅の明渡しの請求又は損害賠償の請求があれば、異議なく直ちに住宅を明け渡し、又は求償することを誓約いたします。

記

- 1 家賃を滞納しません。
- 2 市営住宅又は共同施設を故意にき損しません。
- 3 当該市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡しません。
- 4 当該市営住宅を住宅以外の用途には使用しません。
- 5 当該市営住宅を無断で模様替及び増築をしません。
- 6 同居者に異動があった場合は、直ちに市に届け出ます。
- 7 正当な事由によらないで、当該市営住宅を15日以上空家状態で放置しません。
- 8 当該市営住宅及び共同施設的环境を常に良好に維持します。
- 9 私及び同居しようとする者は、暴力団員ではありません。また、このことについて、香芝市営住宅条例第42条の2の規定による警察署長に意見を聴かれることに同意します。
- 10 入居後に、私又は同居人が暴力団員であることが判明した場合には、入居の許可を取り消され、明渡請求をされても異議はありません。

第4号様式中「備考」を「住所」に改める。

第7号様式中「香芝市営住宅条例第12条及び同条例施行規則第6条」を「香芝市営住宅条例施行規則第6条」に改める。

第9号様式中「香芝市営住宅条例第14条及び同条例施行規則第7条」を「香芝市営住宅条例施行規則第7条」に改める。

第11号様式中「香 第 号」を「第 号」に改める。

第12号様式中「香芝市営住宅条例第24条及び同条例施行規則第11条」を「香芝市営住宅条例施行規則第11条」に改める。

第13号様式中「香芝市営住宅条例第26条及び同条例施行規則第12条」を「香芝市営住宅条例施行規則第12条」に改める。

第15号様式中「香芝市営住宅条例第27条及び同条例施行規則第13条」を「香芝市営住宅条例施行規則第13条」に改める。

第17号様式中「第6条第3項」を「第6条第5項」に、「第28条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第18号様式中「第28条第2項」を「第29条第2項」に改める。

第19号様式中「香 第 号」を「第 号」に、「第36条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第24号様式中「香 第 号」を「第 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3号様式（裏）の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第 8 号

香芝市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市保育の実施に関する条例施行規則（平成 8 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第 19 条」を「第 18 条」に、「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 1 2 日

香芝市公平委員会委員長 平 越 國 和

香芝市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成 3 年公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

教育委員会事務局	教育長 事務局長 課長及び主幹 指導主事及び社会教育主事 総務課の課長補佐及び係長	を
教育委員会事務局	教育長 事務局長 次長 課長及び主幹 指導主事及び社会教育主事 総務課の課長補佐及び係長	に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市高山台グラウンド設置条例施行規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 24 日

香芝市教育委員会委員長 船 木 克 容

香芝市教育委員会規則第 1 号

香芝市高山台グラウンド設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香芝市高山台グラウンド設置条例（平成 21 年条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第 2 条 香芝市高山台グラウンド（以下「グラウンド」という。）の開場時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、香芝市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第 3 条 グラウンドの休場日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要であると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 木曜日

(2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(使用時間の制限)

第 4 条 グラウンドの使用時間は、1 回の使用につき 2 時間を超えることはできない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
2 グラウンドの使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に復するのに要する時間も含むものとする。

(使用期間の制限)

第 5 条 グラウンドの使用期間は、連続した 2 日以上の日又は引き続き 3 回以上の同じ曜日の使用をすることはできない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可の申請)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の許可を受けようとする者は、香芝市高山台グラウンド使用許可申請書（第 1 号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として、使用日の 2 箇月以前のものについては受け付けない。

(使用許可書の交付等)

第 7 条 委員会は、前条の申請書の提出があった場合において、使用を許可するときは、香芝市高山台グラウンド使用許可書（第 2 号様式）を交付するも

のとする。

- 2 前項の規定により使用の許可を受けた者が、やむを得ない事由により使用できなくなったときは、使用日の2日前までに香芝市高山台グラウンド使用取消届（第3号様式）に同項の許可書を添えて提出し、委員会の承認を受けなければならない。

（遵守事項）

第8条 グラウンドの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに物品の展示、販売及びこれらに類する行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (3) グラウンドの使用後は清掃をし、使用した備品は所定の場所へ返却すること。
- (4) グラウンド内への酒類の持ち込み又は酒気を帯びての使用はしないこと。
- (5) グラウンドの使用の際は前条第1項の許可書を携帯し、職員の求めがあったときは、直ちに提示すること。

（損壊の届出等）

第9条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（転貸等の禁止）

第10条 使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

（管理上の指示）

第11条 委員会は、グラウンドの管理上、必要があると認めるときは、現に使用されている施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

香芝市高山台グラウンド使用許可申請書						
使用年月日	年	月	日	曜日	使用時間	時～時
使用目的						
使用人数	児童幼児		生徒	学生	一般	合計
	男	人	人	人	人	
	女	人	人	人	人	
<p>上記のとおり香芝市高山台グラウンドの使用申請をいたします。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">香芝市教育委員会 様</p> <p style="margin-left: 80px;">団体名</p> <p style="margin-left: 80px;">代表者</p> <p style="margin-left: 80px;">住所</p> <p style="margin-left: 80px;">電話</p>						

第2号様式（第7条関係）

（表）

香芝市高山台グラウンド使用許可書						
使用年月日	年 月 日		曜日	使用時間	時～ 時	
使用目的						
使用人数		児童幼児	生徒	学生	一般	合計
	男	人	人	人	人	人
	女	人		人	人	
使用条件						

裏面の注意事項を厳守することを条件に使用を許可します。

年 月 日

団体名
 代表者 様
 住所
 電話

香芝市教育委員会 印

（裏）

グラウンドを使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- 1 香芝市高山台グラウンド設置条例、香芝市高山台グラウンド設置条例施行規則等を厳守すること。
- 2 使用目的以外にグラウンドを使用しないこと。
- 3 使用者はその権利を譲渡し、又は他人に使用させないこと。
- 4 建物、設備等を損傷したときは、委員会の指示するところに従いこれを原状に復し、又は損傷を賠償すること。
- 5 使用者は、使用に関して生じた一切の事故について、その責任を負うこと。
- 6 公共の保安、衛生又は風紀上障害となる行為をしないこと。
- 7 ゴミ等不要物は必ず各自の責任において持ち帰ること。
- 8 グラウンドの使用中はこの許可書を携帯し、求めがあるときは直ちに提示すること。
- 9 その他、管理者より指示があるときはその指示に従うこと。
- 10 上記に違反したときは、使用許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがある。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、これに対して賠償の責任は負わない。

第3号様式（第7条関係）

香芝市高山台グラウンド使用取消届						
使用年月日	年 月 日 曜日			使用時間	時 ~ 時	
使用目的						
使用人数	児童幼児	生徒	学生	一般	合計	
	男	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	
取消理由						
<p>上記のとおり香芝市高山台グラウンドの使用を取り消します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香芝市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;"> 団体名 代表者 住所 電話 </p>						

香芝市学校給食費徴収規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

香芝市教育委員会委員長 船 木 克 容

香芝市教育委員会規則第 2 号

香芝市学校給食費徴収規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 3 条第 1 項の規定による学校給食及び学校給食に準じて実施する幼稚園給食（以下「学校給食等」という。）を受ける児童、生徒又は園児の保護者（以下「保護者」という。）が負担する経費（以下「学校給食費」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食等の対象)

第 2 条 学校給食等の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 幼稚園に在籍する園児
- (2) 小学校に在籍する児童
- (3) 中学校に在籍する生徒

(学校給食費の額)

第 3 条 学校給食費の 1 人当たりの負担額は、香芝市学校給食会理事会に諮り、香芝市教育委員会が決定する。

2 学校給食費の額は、次のとおりとする。ただし、4 月分の学校給食費は別に定める。

- (1) 幼稚園の園児 月額 2 , 7 0 0 円
- (2) 小学校の児童 月額 4 , 2 0 0 円
- (3) 中学校の生徒 月額 5 2 0 円

(学校給食費の納付期限)

第 4 条 保護者は、学校給食費をそれぞれ給食実施月の末日までに各学校（園）に納付しなければならない。ただし、納付の日が、香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 9 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日とする。

(学校給食費の基準額)

第 5 条 学校給食費の基準額は、第 3 条第 2 項各号に定めるそれぞれの月額に 1 1 を乗じ、年間の学校給食実施予定回数で除して得た額とする。

2 前項の規定により算出した学校給食費の基準額に 1 円未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てるものとする。

(学校給食費の日割計算)

第6条 香芝市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を日割計算により算定する。

(1) 病気等による欠食の場合 その月の欠食回数が連続して7回を超えると
きは、その者の学校給食費の基準額にその月の給食を受けた回数に乗じて
得た額を学校給食費の月額とする。

(2) 転出又は死亡の場合 学校給食費の基準額にその者が転出又は死亡の日
までに受けたその月の給食回数に乗じて得た額を学校給食費の月額とする。
ただし、その算出した金額が学校給食費の月額を超えるときは、学校給食
費の月額とする。

(3) 転入の場合 学校給食費の基準額にその者が転入の日以後に受けたその
月の給食回数に乗じて得た額を学校給食費の月額とする。ただし、その算
出した金額が学校給食費の月額を超えるときは、学校給食費の月額とする。

2 保護者は、前項各号のいずれかに該当し、第3条第2項に定める学校給食
費の月額との差額に相当する金額の減額を受けようとするときは、学校給食
費減額申請書(別記様式)を教育長に提出し、承認を得なければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、
教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

学校給食費減額申請書

年 月 日

香芝市教育委員会教育長 様

学校(園)

学年 組

児童(生徒又は園児)名

保護者名

印

香芝市学校給食費徴収規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおり、学校給食費の減額を申請します。

減額申請対象年月	年	月	日	月分
減額申請理由等	病気等による欠食			
	年 月 日から	年	月	日まで 回
	転出又は死亡	年	月	日
	転入	年	月	日

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月24日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1号を加える。

(3) 納税資料の収集、調査及び処理に関すること。

第40条を第42条とし、第34条から第39条までを2条ずつ繰り下げ、第33条の2を第35条とし、第33条を第34条とし、第28条から第32条までを1条ずつ繰り下げる。

第27条第3号中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加え、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第22条の見出し中「保険年金課長」を「保険医療課長」に改め、同条各号列記以外の部分中「保険年金課長」を「保険医療課長」に改め、同条第4号中「督促状」を「徴収金督促状」に改め、同条第5号中「過誤納金」を「徴収金の過誤納金」に改め、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条を第23条とする。

第21条を第22条とする。

第20条に次の1号を加え、同条を第21条とする。

(8) 国民年金の事務処理に関すること。

第19条の次に次の1条を加える。

（滞納対策課長の専決事項）

第20条 滞納対策課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 市税の徴収金催告書の発行に関すること。

(2) 納税資料の収集、調査及び処理に関すること。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市訓令甲第2号

各 部 課
各出先機関

香芝市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月24日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市職員服務規程の一部を改正する訓令

香芝市職員服務規程（平成17年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「午後0時15分」を「正午」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市水道事業就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

香芝市水道事業管理者
の権限を行う市長
香芝市長 梅田 善久

香芝市水道事業管理規程第 1 号

香芝市水道事業就業規程の一部を改正する規程

香芝市水道事業就業規程（平成 3 年水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改める。

第 5 条中「午後 0 時 15 分から 45 分間」を「正午から午後 1 時まで」に改める。

第 13 条第 2 項中「次のとおり」を「、次のとおり」に改め、同条第 3 項中「半日若しくは」を削り、「できる。」の次に「この場合において、」を加える。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

香芝市告示第 2 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 3 月 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 3 月 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 27 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 21 年 3 月 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-25	HOTELウォーターゲート	はり札	8	国道168号線沿い、平野	H21.2.13	H21.2.13	下田倉庫
21-26	関西ハウジング	立看板	3	旭ヶ丘	H21.2.13	H21.2.13	下田倉庫
21-27	日本共産党	はり札	6	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-28	民商	はり札	9	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-29	国民新党	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-30	民主党	はり札	6	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-31	葛城建設	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-32	東武建設	はり札	5	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-33	アドバンテージ香芝	はり札	14	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-34	藤井建設	はり札	3	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-35	ウォーターゲート	はり札	4	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-36	大地不動産	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-37	ディアホーム	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-38	近畿住宅販売	はり札	3	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-39	三貴ホーム	はり札	4	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-40	大黒ハウス	はり札	5	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-41	関西ハウジング	はり札	8	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-42	賃貸倶楽部	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-43	0729-71-4444 ハイオニア	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-44	グローバル二上駅	はり札	2	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-45	Pスマイル	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-46	杉浦ひろみカラオケ教室	はり札	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-47	東武建設	立看板	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-48	ディアホーム香芝	立看板	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-49	豊富住建	立看板	14	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-50	葛城建設	広告旗	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-51	東武建設	広告旗	10	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-52	大地不動産	広告旗	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫
21-53	ディアホーム	広告旗	1	香芝市内全般	H21.2.26	H21.2.26	下田倉庫

香芝市告示第 28 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、次のとおり土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を関係者の縦覧に供する。

平成 21 年 3 月 10 日

香芝市長 梅田善久

1. 縦覧期間 平成 21 年 4 月 1 日(水)から平成 21 年 4 月 30 日(木)まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く
2. 縦覧場所 香芝市役所 税務課

香芝市告示第 2 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 3 月 1 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 30 号

国税徴収法第86条第1項及び地方税法第373条第5項の規定による滞納処分（参加差押）を受けた者に対し通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

この公示送達に係る関係書類は当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から公示の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成21年 3月16日

香芝市長 梅田 善久

送達を受けるべき者

略

香芝市告示第 31 号

平成19年度市県民税第3期分、固定資産税第4期分及び平成20年度市県民税第1～4期・随時分、軽自動車税第1期分の督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所地等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から申し出があればいつでも交付します。

平成21年3月17日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者

略

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 3 2 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-54	関西ハウジング	はり札	2	香芝市内	H21.3.10	H21.3.11	下田倉庫
21-55	グローバル五位堂駅前	はり札	1	瓦口	H21.3.10	H21.3.11	下田倉庫
21-56	近畿住宅販売	はり札	1	香芝市内	H21.3.10	H21.3.11	下田倉庫
21-57	ディアホーム	はり札	3	香芝市内	H21.3.10	H21.3.11	下田倉庫
21-58	ギフトショップ 勝和屋	はり札	1	香芝市内	H21.3.10	H21.3.11	下田倉庫
21-59	昇陽ハウジング	はり札	1	香芝市内	H21.3.10	H21.3.11	下田倉庫
21-60	豊富住建	立看板	3	旭ヶ丘	H21.3.10	H21.3.11	下田倉庫

香芝市告示第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 21 年 3 月 17 日

香芝市長 梅田善久

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

香芝市狐井の一部

3 縦覧場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

香芝市告示第 3 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 3 月 1 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 3 5 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 3 月 1 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 3 月 1 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 3 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 3 月 2 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第37号

次のとおり所有者不明の犬を抑留した旨奈良県狂犬病予防員から通知があったので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定により告示する。

平成21年3月25日

香芝市長 梅田 善久

- | | | | | | |
|--------|------------|--------------|----|---|----|
| 1 保護日時 | 平成21年3月25日 | 12時 | | | |
| 2 保護場所 | 香芝市鎌田 | | | | |
| 3 特徴等 | 種 | 類 | 雑種 | | |
| | 性 | 別 | 雄 | | |
| | 推 | 定 | 年 | 令 | 成犬 |
| | 毛 | 色 | 茶色 | | |
| | 体 | 格 | 中型 | | |
| | その他特徴 | 青色布製首輪、左後肢負傷 | | | |

香芝市告示第 3 8 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 3 月 2 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第39号

次のとおり所有者不明の犬を抑留した旨奈良県狂犬病予防員から通知があったので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定により告示する。

平成21年3月27日

香芝市長 梅田 善久

1、捕獲日時 平成21年3月26日 16時

2、捕獲場所 香芝市真美ヶ丘3丁目

3、特徴等	種	類	雑種
	性	別	雄
	推	定	年
	毛	色	茶・黒
	体	格	中型
	そ	の	他
	特	徴	薄茶革製首輪、白内障、右眼角膜炎

香芝市告示第40号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項に基づき固定資産の価格等を決定したので、同法第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録した旨を公示します。

平成21年3月30日

香芝市長 梅田善久

香芝市告示第 41 号

平成20年度国民健康保険料第4・5・6・7期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平 21年 3 月 31 日

香芝市長 梅 田 善 久

第4期分 送達を受けるべき者 略

第5期分 送達を受けるべき者 略

第6期分 送達を受けるべき者 略

第7期分 送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 4 2 号

地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 2 0 年度介護保険料の督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

送達を受けるべき者

略

香芝市告示第 4 3 号

地方自治法第 2 3 1 条の規定により、平成 2 0 年度介護保険料納入通知書(変更通知書)を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

送達を受けるべき者

略

香芝市選挙管理委員会告示第3号

平成21年3月2日現在における地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年3月2日

香芝市選挙管理委員会
委員長 植村 忠昭

3分の1の数	19,013人
6分の1の数	9,507人
50分の1の数	1,141人

香芝市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、選挙人名簿に登載されている者の登録の移替えを次の期間延期する。

平成21年3月2日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村忠昭

登録の移替えを延期する期間 平成21年3月2日から選挙の期日まで

香芝市選挙管理委員会告示第5号

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を設置する場所を別紙のとおり定める。

平成21年3月2日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

平成21年3月29日執行予定

香芝市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置場所

香芝市選挙管理委員会

表 略

香芝市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成21年3月21日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次の日時及び場所で縦覧に供する。

平成21年3月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

縦覧日時	平成21年3月22日(日) (午前8時30分から午後5時まで)
縦覧場所	香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市選挙管理委員会告示第7号

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを次の日時及び場所により行う。

平成21年3月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

日	時	平成21年3月22日(日)	午後5時10分
場	所	香芝市役所	4階 行政委員会室

香芝市選挙管理委員会告示第8号

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを次の日時及び場所により行う。

平成21年3月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

日	時	平成21年3月22日(日)	午後5時30分
場	所	香芝市役所	4階 行政委員会室

香芝市選挙管理委員会告示第9号

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

平成21年3月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

選挙長 植村 忠昭 住所 略

選挙長職務代理者 内芝 司郎 住所 略

香芝市選挙管理委員会告示第10号

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙の開票事務は、選挙会の事務に合わせて行う。

平成21年3月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

香芝市選挙管理委員会告示第11号

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙において開票の事務を
合わせて行なう選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成21年3月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

日	時	平成21年3月29日(日)	午後9時10分
場	所	香芝市総合体育館	
		(香芝市本町1437番地)	

香芝市選挙管理委員会告示第12号

平成21年3月21日現在における地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年3月21日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村忠昭

3分の1の数	19,048人
6分の1の数	9,524人
50分の1の数	1,143人

香芝市選挙管理委員会告示第13号

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

平成21年3月21日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

金3,790,500円

香芝市選挙管理委員会告示第14号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における、期日前投票所を次の場所に設ける。

平成21年3月21日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

期日前投票所 香芝市役所 2階 大会議室
(香芝市本町1397番地)

香芝市選挙管理委員会告示第15号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成21年3月21日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

職務を行うべき日	期日前投票管理者		期日前投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
3月23日	略	植村 忠昭	略	井上 雅祥
3月24日	略	植村 忠昭	略	井上 雅祥
3月25日	略	植村 忠昭	略	井上 雅祥
3月26日	略	高井 茂充	略	井上 雅祥
3月27日	略	植村 忠昭	略	井上 雅祥
3月28日	略	植村 忠昭	略	井上 雅祥

香芝市選挙管理委員会告示第16号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における投票所を別紙の場所に設ける。

平成21年3月21日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

投票区名	投票所の場所	
第1投票区	香芝市下田西二丁目1番12号	香芝市保健センター
第2投票区	香芝市下田東四丁目1番6号	(旧)下田公民館
第3投票区	香芝市逢坂三丁目330番地の1	(新)逢坂公民館
第4投票区	香芝市狐井240番地の1	狐井公民館
第5投票区	香芝市北今市三丁目189番地の3	北今市公民館
第6投票区	香芝市真美ヶ丘五丁目4番20号	真美ヶ丘西小学校体育館
第7投票区	香芝市五位堂四丁目257番地の1	五位堂公民館
第8投票区	香芝市良福寺781番地の1	良福寺集会所
第9投票区	香芝市鎌田683番地	鎌田公民館
第10投票区	香芝市別所969番地	別所公民館
第11投票区	香芝市瓦口172番地の1	瓦口公民館
第12投票区	香芝市磯壁五丁目13番3号	磯壁公民館
第13投票区	香芝市畑七丁目1番3号	畑公民館
第14投票区	香芝市穴虫1360番地の1	(新)穴虫西公民館
第15投票区	香芝市穴虫1181番地の1	穴虫二上公民館
第16投票区	香芝市関屋424番地の1	(新)関屋公民館
第17投票区	香芝市田尻358番地	宝林寺
第18投票区	香芝市上中731番地の1	上中南集会所
第19投票区	香芝市今泉282番地の1	下寺公民館
第20投票区	香芝市良福寺215番地の36	東良福寺公民館
第21投票区	香芝市関屋北三丁目9番13号	関屋近鉄住宅地自治会集会所
第22投票区	香芝市関屋北六丁目6番17号	せきや青葉台会館
第23投票区	香芝市西真美一丁目6番地の2	西真美自治会館
第24投票区	香芝市真美ヶ丘三丁目2番70号	真美ヶ丘東小学校体育館
第25投票区	香芝市旭ヶ丘三丁目1番地3	旭ヶ丘小学校体育館
第26投票区	香芝市高山台二丁目10番地の4	高山台集会所

香芝市選挙管理委員会告示第17号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成21年3月21日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	略	松本 一夫	略	松崎 三十鈴
第2投票区	略	阪口 允男	略	木村 逸裕
第3投票区	略	樽井 伸晃	略	秋山 優
第4投票区	略	田中 修	略	岡本 徳志
第5投票区	略	藤山 請一	略	仲 哲司
第6投票区	略	小坂田 亮二	略	奥田 恵士
第7投票区	略	辻 伸公	略	村中 義男
第8投票区	略	藤田 正博	略	西城 和哉
第9投票区	略	鎌田 弓男	略	藤井 均
第10投票区	略	黒川 一夫	略	釜田 秀則
第11投票区	略	秋山 甚佐久	略	植田 永一
第12投票区	略	田中 義章	略	高谷 忠伸
第13投票区	略	高垣 正信	略	里井 基二
第14投票区	略	下川 宣	略	船木 敬弘
第15投票区	略	岡本 良治	略	福井 謙友
第16投票区	略	石阪 又信	略	山田 恵三
第17投票区	略	小西 重利	略	山下 友之
第18投票区	略	吉川 修平	略	田中 秀紀
第19投票区	略	小林 英子	略	窪田 昌文
第20投票区	略	吉内 民生	略	鵜 正幸
第21投票区	略	前田 憲一郎	略	元田 博文
第22投票区	略	大島 久美子	略	葛木 博
第23投票区	略	西川 由広	略	平岡 哲忠
第24投票区	略	吉尾 弘	略	石田 一男
第25投票区	略	出口 太二	略	鵜 裕美
第26投票区	略	中村 匡	略	辻 佳信

香芝市選挙管理委員会告示第18号

香芝市議会議員一般選挙を次のように執行する。

平成21年3月22日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

- | | |
|------------|------------|
| 1 選挙の期日 | 平成21年3月29日 |
| 2 選挙すべき議員数 | 18人 |

香芝市選挙管理委員会告示第19号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名は別紙のとおりである。

平成21年3月29日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

平成21年3月29日執行 香芝市議会議員一般選挙 当選人名簿

(ふ り が な) 候 補 者 氏 名	住 所
なかむら よしみち 中村 良路	略
はせがわ みどり 長谷川 翠	略
こにし たかよし 小西 高吉	略
なかやま たけひこ 中山 武彦	略
せき よしひで 関 義秀	略
かわた ひろし 川田 裕	略
かわすぎ ひるゆき 河杉 博之	略
くろまつ やすよし 黒松 康至	略
いけだ えいこ 池田 英子	略
もりい つねお 森井 常夫	略
いけはら みちお 池原 道生	略
しもだ あきら 下田 昭	略
きたがわ しげのぶ 北川 重信	略
おくやま たかとし 奥山 隆俊	略
あしたか せいご 芦高 省五	略
はしもと もとひで 橋本 元秀	略
ほそい ひろすみ 細井 宏純	略
ほりかわ かずゆき 堀川 和行	略

香芝市選挙管理委員会告示第20号

平成21年3月31日現在における農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による香芝市農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、836人である。

平成21年3月31日

香芝市選挙管理委員会
委員長 植村 忠昭

香芝市議会議員一般選挙選挙長告示第1号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における選挙長の公印を次のとおり定め、平成21年3月22日から使用する。

平成21年3月22日

香芝市議会議員一般選挙

選挙長 植村 忠昭

使用する印 略

香芝市議会議員一般選挙選挙長告示第2号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における選挙長の執務する場所は次のとおりである。

平成21年3月22日

香芝市議会議員一般選挙

選挙長 植村 忠昭

平成21年3月22日 香芝市本町1397番地

香芝市役所 会議室棟 第1会議室～第3会議室

平成21年3月22日以後 香芝市本町1397番地

香芝市役所 4階 選挙管理委員会事務局

香芝市議会議員一般選挙選挙長告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76号において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者につきくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成21年3月22日

香芝市議会議員一般選挙

選挙長 植村 忠昭

日 時 平成21年3月26日(木) 午後5時10分

場 所 香芝市本町1397番地 香芝市役所 4階 行政委員会室

香芝市議会議員一般選挙選挙長告示第4号

平成21年3月29日執行の香芝市議会議員一般選挙において、候補者として届出のあった者は、別紙のとおりである。

平成21年3月22日

香芝市議会議員一般選挙

選挙長 植村 忠昭

別紙 略

香芝市監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成21年3月6日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 角田博文

- 1 対 象 産業建設部及び教育委員会事務局
- 2 執 行 平成21年1月31日
- 3 方 法 財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。
- 4 結 果 財務に関する事務及び事業の執行については、概ね妥当に処理されていると認められた。
- 5 意 見 <産業建設部>
補助金支出については、法第232条の2において公益上必要がある場合と規定されているところ、その認定等については客観的に説明を行う責任が常に生じているとの認識で事務に当たりたい。

<教育委員会>
教育委員会の管理下にある教育機関の市立学校が行う事業に要する経費については、法第216条、法施行令第147条及び法施行規則第15条の規定に基づき、適正な歳出予算科目区分により執行されたい。

香芝市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年3月23日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 角田 博文

《監査結果に対する措置等通知文》

香 人 第 110 号
平成21年3月17日

香芝市監査委員 近藤 洋 様
香芝市監査委員 角田 博文 様

香芝市長 梅 田 善 久

定期監査の結果意見に関する措置状況について

平成20年11月6日付け香監委第24号により定期監査の結果に関する意見について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた状況を下記のとおり通知します。

記

〔定期監査意見〕

所管団体・委員等に係る市外への同行・随行については、その業務等の内容から公務（出張）か、否かの判断に係る基準を明確にし、各々適正に対処されたい。

〔措置状況〕

公務出張判断基準

- 1 法令等に明記された委員会等が実施・参加する会議、研修等に係る長等との随行出張については、任命権者の出張命令（旅行命令 香芝市の一般職の職員の旅費支給条例第4条（以下「旅費条例」という。））により公務出張扱いとする。
- 2 法令等に明記された委員会等の会長等で組織する団体からの出席依頼のある会議、研修等に係る長等との随行出張については、任命権者の出張命令（旅行命令 旅費条例）により公務出張扱いとする。
- 3 法令等に明記のない団体等からの出席依頼のある会議、研修等に参加する職員については、任命権者の出張命令（旅行命令 旅費条例）がある場合、公務出張扱いとする。また、会議後の懇親会（注1）への出席については、事前に予定されていて、職務命令により出席する場合にあっては、趣旨、内容及び所要時間などから判断し、職務に付随するものとして認める。

（注1）：公務災害の取り扱い

任意団体が実施する研修等への参加について、その公務遂行性について考察が必要であるが、「判断例」として、公務災害の認定事例からでは、懇親会は通常飲食を伴い、親睦を図るための私的行為であると考えられるが、所属長からの命を受け、公務である会議等の終了後に開催される懇親会への出席については、その親睦会が会議等とともに計画され、かつ、その親睦会の趣旨、内容、所要時間及び費用負担等の状況からみて、公務との密接な関連性が失われない程度のものであれば、職務に付随する行為として認められる。

取り扱い

いずれの場合においても、出張目的、内容及び所要時間が明記された文書（出席依頼）により判断し、任命権者の出張命令を基準とする。

なお、任命権者の出張命令（旅行命令 旅費条例）によらない場合については、公務外とする。

香芝市教育委員会告示第1号

平成20年度の香芝市指定文化財について、香芝市文化財保護条例(平成5年条例第3号)第5条第1項の規定により、次の物件を指定する。

平成21年3月19日

香芝市教育委員会委員長 船木 克容

香芝市指定第30号 二上層群原川累層(香芝累層)産出植物化石

- (1)種別 天然記念物
- (2)名称 二上層群原川累層(香芝累層)産出植物化石
- (3)所在地 奈良県香芝市藤山1丁目17番17号 香芝市二上山博物館
- (4)所有者の名称 香芝市教育委員会

香芝市指定第31号 五位堂鋳物師関係資料 喚鐘

- (1)種別 有形文化財(工芸品)
- (2)名称 喚鐘
- (3)所在地 奈良県香芝市鎌田681番地 西方寺

香芝市農業委員会会議規則告示第4号

平成21年3月26日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第4回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年4月2日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

香芝市公告

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定に基づいて買取申出のあった生産緑地について、同法第13条の規定に基づき取得を希望される方へのあっせんを行っています。

取得を希望される方は申出して下さい。

平成21年 3月 2日

香芝市長 梅田善久

1 あっせんする土地

生産緑地の区域	買取申出日
香芝市穴虫145番1	平成21年 2月 9日
香芝市穴虫146番	平成21年 2月 9日
香芝市穴虫156番	平成21年 2月 9日
香芝市穴虫157番	平成21年 2月 9日
香芝市田尻640番1	平成21年 2月 9日
香芝市田尻641番	平成21年 2月 9日
香芝市田尻642番	平成21年 2月 9日
香芝市田尻646番	平成21年 2月 9日
香芝市田尻647番	平成21年 2月 9日
香芝市田尻648番	平成21年 2月 9日

2 申出場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

TEL 0745-76-2001（内線204）

3 その他の事項

- ・ 買取申出の日から3箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）による農地を取得できる方に限ります。

香芝市公告

平成21年3月第1回(定例)香芝市議会において可決された平成20年度香芝市一般会計補正予算(第5号)、香芝市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、香芝市老人保健特別会計補正予算(第3号)、香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、香芝市介護保険特別会計補正予算(第2号)、香芝市下水道特別会計補正予算(第1号)、香芝市土地取得会計特別会計補正予算(第1号)、香芝市財産区財産特別会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

平成21年3月18日

香芝市長 梅田善久

平成 20 年 度 香芝市一般会計補正予算（第 5 号）

平成20年度香芝市一般会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,252千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,428,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 市 税		8,920,775	85,850	8,834,925
	1. 市 民 税	4,875,600	89,850	4,785,750
	4. 市 た ば こ 税	302,000	4,000	306,000
2. 地 方 譲 与 税		198,500	4,400	202,900
	1. 自動車重量譲与税	148,400	6,100	154,500
	2. 地方道路譲与税	50,100	1,700	48,400
3. 利子割交付金		67,000	8,000	59,000
	1. 利子割交付金	67,000	8,000	59,000
4. 配当割交付金		91,600	53,600	38,000
	1. 配当割交付金	91,600	53,600	38,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		56,100	43,100	13,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	56,100	43,100	13,000
6. 地方消費税交付金		411,000	14,000	425,000
	1. 地方消費税交付金	411,000	14,000	425,000
8. 地方特例交付金		143,800	50,072	193,872
	1. 地方特例交付金	111,800	46,439	158,239
	2. 特別交付金	32,000	112	31,888
	3. 地方税等減収補てん臨時交付金	-	3,745	3,745

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
9. 地方交付税		3,540,000	85,832	3,454,168
	1. 地方交付税	3,540,000	85,832	3,454,168
11. 分担金及び負担金		445,480	13,358	458,838
	1. 負担金	445,480	13,358	458,838
12. 使用料及び手数料		333,949	5,606	328,343
	1. 使用料	281,249	1,086	280,163
	2. 手数料	28,900	1,120	27,780
	3. 証紙収入	23,800	3,400	20,400
13. 国庫支出金		1,530,192	107,903	1,638,095
	1. 国庫負担金	1,040,172	26,569	1,066,741
	2. 国庫補助金	474,160	81,334	555,494
14. 県支出金		947,136	28,159	975,295
	1. 県負担金	568,267	19,574	587,841
	2. 県補助金	207,510	9,557	217,067
	3. 委託金	171,359	972	170,387
15. 財産収入		328,152	127,594	200,558
	1. 財産運用収入	8,152	256	8,408
	2. 財産売却収入	320,000	127,850	192,150
16. 寄附金		1,000	1,353	2,353
	1. 寄附金	1,000	1,353	2,353
17. 繰入金		339,926	94,510	434,436
	1. 基金繰入金	290,672	94,510	385,182

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
18. 繰越金		50,000	3,992	46,008
	1. 繰越金	50,000	3,992	46,008
19. 諸収入		465,869	13,667	479,536
	2. 市預金利子	1,500	51	1,551
	4. 受託事業収入	9,440	1,869	7,571
	5. 雑収入	450,129	15,485	465,614
20. 市債		4,486,100	35,900	4,522,000
	1. 市債	4,486,100	35,900	4,522,000
歳入合計		22,478,579	50,252	22,428,327

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 議会費		257,482	765	256,717
	1. 議会費	245,532	715	244,817
	2. 研究研修費	11,950	50	11,900
2. 総務費		2,570,886	222,342	2,793,228
	1. 総務管理費	1,905,766	208,890	2,114,656
	2. 徴税費	368,269	24,160	392,429
	3. 戸籍住民基本台帳費	142,548	586	141,962
	4. 人権啓発費	18,630	276	18,354
	5. 選挙費	100,842	8,993	91,849
	6. 統計調査費	14,677	853	13,824
3. 民生費		5,332,975	8,432	5,324,543
	1. 社会福祉費	2,505,458	12,237	2,493,221
	2. 児童福祉費	2,441,055	1,697	2,442,752
	3. 生活保護費	386,462	2,108	388,570
4. 衛生費		1,642,023	58,011	1,584,012
	1. 保健衛生費	364,971	2,462	362,509
	2. 清掃費	1,277,052	55,549	1,221,503
5. 農林商工費		231,972	17,531	214,441
	1. 農業費	176,016	16,355	159,661
	3. 商工費	55,344	1,176	54,168
6. 土木費		2,519,963	119,205	2,400,758
	1. 土木管理費	84,533	7,518	77,015

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
	2. 道路橋梁費	349,707	20,769	328,938
	3. 河川費	66,320	4,161	62,159
	4. 都市計画費	1,997,352	78,247	1,919,105
	5. 住宅費	22,051	8,510	13,541
7. 消 防 費		799,507	19,671	779,836
	1. 消 防 費	799,507	19,671	779,836
8. 教 育 費		4,746,751	36,121	4,710,630
	1. 教育総務費	195,620	7,675	187,945
	2. 小学校費	846,847	9,293	837,554
	3. 中学校費	641,861	5,602	636,259
	4. 幼稚園費	394,889	1,747	393,142
	5. 社会教育費	328,205	6,031	322,174
	6. 保健体育費	2,339,329	5,773	2,333,556
9. 公 債 費		4,322,020	25,000	4,297,020
	1. 公 債 費	4,322,020	25,000	4,297,020
10. 諸 支 出 金		5,000	12,142	17,142
	1. 諸 費	5,000	12,142	17,142
歳 出	合 計	22,478,579	50,252	22,428,327

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	目	事業名	金額
6. 土木費	2. 道路橋梁費	3. 道路新設改良費	葛下川改修事業	12,700
		4. 都市計画費	3. 下田地区整備事業費	まちづくり交付金事業 (下田地区)
	5. 五位堂駅前北第二 土地区画整理事業費		五位堂駅前北第二土地区画整理事業	37,000
	7. 街路事業費		都市計画道路3・3・1 中和幹線街路事業(逢坂)	2,150
			まちづくり交付金事業 (平野今泉地区)	95,300
			都市計画道路3・5・747 志都美駅前線街路事業	9,000
	9. スポーツ公園費	スポーツ公園事業	21,010	

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住民税等減収補てん	75,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当支給	45,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後に	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	224,100	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ	補正前に 同 じ
地方公営企業等金融機構出資事業	3,800				4,300			
文化施設整備事業	20,000				11,000			
大阪湾広域臨海環境整備事業	14,200				12,900			
清掃運搬施設整備事業	10,900				9,300			
臨時地方道整備事業	56,200				43,000			
臨時河川等整備事業	36,000				21,000			
街路整備事業	42,000				25,500			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
まちづくり事業	372,800		おいては、当該見直し後の利率)		305,800			
志都美小学校 大規模改造事業	63,100				59,200			
尼寺廃寺跡整備事業	9,100				7,300			
臨時財政対策	600,000				599,300			
借換事業	544,000				455,400			
真美ヶ丘東学童 保育園整備事業	10,600				9,900			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 個人	4,497,000	64,700	4,432,300	1. 現年課税分	64,700	均等割 300 所得割 65,000
2. 法人	378,600	25,150	353,450	1. 現年課税分	25,150	均等割 6,300 法人税割 18,850
計	4,875,600	89,850	4,785,750			

(項) 4. 市たばこ税

1. 市たばこ税	302,000	4,000	306,000	1. 現年課税分	4,000	市たばこ税
計	302,000	4,000	306,000			

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	148,400	6,100	154,500	1. 自動車重量譲与税	6,100	自動車重量譲与税
計	148,400	6,100	154,500			

(項) 2. 地方道路譲与税

1. 地方道路譲与税	50,100	1,700	48,400	1. 地方道路譲与税	1,700	地方道路譲与税
計	50,100	1,700	48,400			

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 利子割交付金	67,000	8,000	59,000	1. 利子割交付金	8,000	利子割交付金
計	67,000	8,000	59,000			

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

1. 配当割交付金	91,600	53,600	38,000	1. 配当割交付金	53,600	配当割交付金
計	91,600	53,600	38,000			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	56,100	43,100	13,000	1. 株式等譲渡所得割交付金	43,100	株式等譲渡所得割交付金
計	56,100	43,100	13,000			

(款) 6. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	411,000	14,000	425,000	1. 地方消費税交付金	14,000	地方消費税交付金
計	411,000	14,000	425,000			

(款) 8. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

1. 地方特例交付金	111,800	46,439	158,239	1. 地方特例交付金	46,439	児童手当特例交付金 減収補てん特例交付金	1,931 44,508
------------	---------	--------	---------	------------	--------	-------------------------	-----------------

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区 分	金 額	
計	111,800	46,439	158,239			

(項) 2. 特別交付金

1. 特別交付金	32,000	112	31,888	1. 特別交付金	112	特別交付金
計	32,000	112	31,888			

(項) 3. 地方税等減収補てん臨時交付金

1. 地方税等減収補てん臨時交付金	-	3,745	3,745	1. 地方税等減収補てん臨時交付金	3,745	自動車取得税減収補てん臨時交付金 2,940 地方道路譲与税減収補てん臨時交付金 805
計	-	3,745	3,745			

(款) 9. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,540,000	85,832	3,454,168	1. 地方交付税	85,832	普通交付税
計	3,540,000	85,832	3,454,168			

(款) 11. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

1. 民生費負担金	390,480	13,358	403,838	2. 老人福祉費負担金	549	養護老人ホーム入所負担金
				3. 児童福祉費負担金	15,115	児童福祉法第56条負担金 15,200 助産施設入所負担金 72 母子生活支援施設入所負担金 13
				4. 学童保育費負担金	1,208	学童保育保育料
				計	445,480	13,358

(款) 12. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生使用料	30,000	2,300	27,700	1. 総合福祉センター - 使用料	2,300	総合福祉センター - 使用料
4. 土木使用料	91,684	2,503	94,187	1. 道路橋梁使用料	2,503	道路占用料等
5. 教育使用料	74,265	1,289	72,976	1. 幼稚園教育使用料	1,309	幼稚園入園料及び保育料
				2. 社会教育使用料	20	公民館使用料 博物館観覧料
計	281,249	1,086	280,163			

(項) 2. 手数料

1. 総務手数料	26,647	1,052	25,595	1. 総務手数料	1,052	戸籍手数料	302
						住民基本台帳手数料	450
						各種証明手数料等	300
2. 衛生手数料	2,253	68	2,185	1. 保健衛生手数料	68	犬の登録事務取扱手数料	
計	28,900	1,120	27,780				

(項) 3. 証紙収入

1. 証紙収入	23,800	3,400	20,400	1. 証紙収入	3,400	一般家庭	3,100
						事業所	300
計	23,800	3,400	20,400				

(款) 13. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	1,040,172	26,569	1,066,741	1. 被用者児童手当負担金	5,668	被用者児童手当負担金	
-------------	-----------	--------	-----------	---------------	-------	------------	--

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区 分	金 額	
				2. 非被用者児童 手当負担金	1,334	非被用者児童手当負担金
				3. 特例給付負担金	1,880	特例給付負担金
				4. 被用者小学校修了 前特例給付負担金	3,014	被用者小学校修了前特例給付負担金
				5. 非被用者小学校修了 前特例給付負担金	2,468	非被用者小学校修了前特例給付負担金
				6. 児童扶養手当 給付費負担金	2,423	児童扶養手当負担金
				7. 児童福祉費負担金	11,152	保育所運営費負担金 10,690 助産施設措置費負担金 138 母子生活支援施設措置費負担金 600
				8. 国民健康保険基 盤安定負担金	160	保険者支援負担金
				9. 社会福祉費負担金	7,500	障害者自立支援給付費負担金
				10. 生活保護費負担金	7,500	生活保護費負担金
計	1,040,172	26,569	1,066,741			

(項) 2. 国庫補助金

1. 民生費国庫補助金	54,495	12,809	41,686	1. 児童福祉費補助金	4,917	次世代育成支援対策交付金 3,200 母子家庭自立支援給付事業費補助金 1,717
				3. 生活保護費補助金	7,892	生活保護適正実施推進等補助金
2. 土木費国庫補助金	266,284	86,268	352,552	1. 都市計画費補助金	76,228	まちづくり交付金 下田地区 43,600

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
						まちづくり交付金 近鉄五位堂駅前北地区 31,400
						まちづくり交付金 志都美駅周辺地区 17,728
						街路事業費補助金 志都美駅前線 16,500
				2. 河川費補助金	423	洪水ハザードマップ作成補助金
				3. 地方道路整備 臨時交付金	11,000	地方道路整備臨時交付金 五位堂駅前北第二 地区 7,150 地方道路整備臨時交付金 志都美駅地区 18,150
				5. 住宅費補助金	537	特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金 607 優良建築物等整備事業(アスベスト改修型) 補助金 70
3. 消防費国庫補助金	750	375	375	1. 災害対策費補助金	375	既存木造住宅耐震診断事業費補助金
4. 教育費国庫補助金	116,631	363	116,268	2. 中学校費補助金	45	特別支援教育就学奨励費補助金
				3. 幼稚園費補助金	318	園児就園奨励費補助金
5. 総務費国庫補助金	36,000	8,613	44,613	7. 選挙費補助金	1,464	既存住民基本台帳電算処理システム改修費交 付金
				8. 地域活性化・緊急安心 実現総合対策交付金	7,149	地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金
計	474,160	81,334	555,494			

(款) 14. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県負担金	800	166	966	1. 総務管理費負担金	166	市町村事務処理交付金
2. 民生費県負担金	549,367	18,883	568,250	1. 社会福祉費負担金	3,750	障害者自立支援給付費負担金
				2. 被用者児童手当負担金	709	被用者児童手当負担金
				3. 非被用者児童手当負担金	1,333	非被用者児童手当負担金
				4. 被用者小学校修了前特例給付負担金	3,014	被用者小学校修了前特例給付負担金
				5. 非被用者小学校修了前特例給付負担金	2,468	非被用者小学校修了前特例給付負担金
				6. 児童福祉費負担金	5,807	保育所運営費負担金 5,576 助産施設措置費負担金 69 母子生活支援施設措置費負担金 300
				8. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	11,396	後期高齢者医療保険基盤安定負担金
				9. 国民健康保険基盤安定負担金	1,992	国民健康保険基盤安定負担金 1,474 介護保険基盤安定負担金 54 後期高齢者支援基盤安定負担金 384 保険者支援負担金 80
				4. 衛生費県負担金	-	525
計	568,267	19,574	587,841			

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	180,008	14,264	194,272	1. 社会福祉費補助金	51	介護保険事業費補助金
------------	---------	--------	---------	-------------	----	------------

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
				2. 医療福祉費補助金	11,835	乳幼児医療費補助金 8,410 心身障害者医療費補助金 1,060 母子医療費補助金 430 重度心身障害老人等医療費補助金 1,935
				3. 児童福祉費補助金	2,480	2歳未満児保育実施事業費補助金 1,028 地域子育て支援拠点事業費補助金 379 一時保育事業費補助金 1,080 休日保育事業費補助金 546 障害児保育事業費補助金 1,800 病児・病後児保育事業補助金 4,520 放課後児童健全育成事業費補助金 1,565
3. 衛生費県補助金	6,459	3,892	2,567	1. 保健衛生費補助金	3,892	健康増進事業費補助金
4. 農林商工費県補助金	2,374	17	2,357	1. 農業費補助金	17	数量調整円滑化推進事業費補助金
5. 土木費県補助金	1,600	423	1,177	2. 河川費補助金	423	洪水ハザードマップ作成補助金
6. 消防費県補助金	375	375	0	1. 災害対策費補助金	375	既存木造住宅耐震診断事業費補助金
計	207,510	9,557	217,067			

(項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	169,859	864	168,995	4. 統計調査費委託金	864	住宅土地統計調査委託金等
2. 教育費委託金	1,500	108	1,392	1. 教育振興費委託金	108	問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金
計	171,359	972	170,387			

(款) 15. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 利子及び配当金	2,171	256	2,427	1. 利子及び配当金	256	福祉厚生基金利子収入 13 小中学校児童生徒福祉基金利子収入 2 財政調整基金利子収入 60 公共施設整備基金利子収入 36 減債基金利子収入 227 高齢者福祉基金利子収入 3 職員退職手当基金利子収入 92 学校給食運営調整基金利子収入 7
計	8,152	256	8,408			

(項) 2. 財産売払収入

1. 不動産売払収入	290,000	127,850	162,150	1. 土地売払収入	127,850	土地等の売払収入
計	320,000	127,850	192,150			

(款) 16. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. 民生寄附金	-	1,353	1,353	1. 社会福祉費寄附金	1,353	福祉厚生基金寄附金 353 高齢者福祉基金寄附金 1,000
計	1,000	1,353	2,353			

(款) 17. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 職員退職手当 基金繰入金	110,000	6,000	116,000	1. 職員退職手当 基金繰入金	6,000	職員退職手当基金繰入金
3. 福祉厚生基金繰入金	780	90	690	1. 福祉厚生基金繰入金	90	福祉厚生基金繰入金
7. 減債基金繰入金	-	88,600	88,600	1. 減債基金繰入金	88,600	減債基金繰入金
計	290,672	94,510	385,182			

(款) 18. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	50,000	3,992	46,008	1. 前年度繰越金	3,992	前年度繰越金
計	50,000	3,992	46,008			

(款) 19. 諸収入

(項) 2. 市預金利子

1. 市預金利子	1,500	51	1,551	1. 預金利子	51	歳計現金預金利子
計	1,500	51	1,551			

(項) 4. 受託事業収入

3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	3,612	1,869	1,743	1. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	1,869	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入
計	9,440	1,869	7,571			

(項) 5. 雑入

1. 雑入	444,129	15,485	459,614	1. 雑入	19,405	雑草等の除去委託料	1,380
-------	---------	--------	---------	-------	--------	-----------	-------

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
						消防団退職報償金 609
						自動販売機設置料 200
						博物館土産売上料 500
						資源物売払金 5,000
						訪問看護ステーション事業収入 2,678
						奈良県市町村振興協会交付金 7,811
						奈良県葛城地区清掃事務組合等負担金 9,637
						その他雑入 706
				2. 学校給食材料費徴収金	2,920	学校給食材料費徴収金 3,815
						学校給食材料費徴収金(滞納繰越分) 895
				3. 福祉医療費助成制度高額療養費収入	1,000	社会保険分高額療養費収入 6,000
						国民健康保険分高額療養費収入 2,000
						後期高齢者医療高額療養費収入 9,000
計	450,129	15,485	465,614			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

1. 総務債	68,800	170,600	239,400	1. 退職手当債	179,100	
				2. 地方公営企業等金融機構出資債	500	
				3. 文化施設整備事業債	9,000	
2. 衛生債	25,100	2,900	22,200	1. 大阪湾広域臨海環境整備事業債	1,300	

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
				2. 清掃運搬施設整備事業債	1,600	
3. 土木債	695,100	111,700	583,400	1. 臨時地方道整備事業債	13,200	
				2. 臨時河川等整備事業債	15,000	
				3. 街路事業債	16,500	
				5. まちづくり事業債	67,000	
4. 教育債	2,542,500	5,700	2,536,800	2. 志都美小学校大規模改造事業債	3,900	
				3. 尼寺廃寺跡整備事業債	1,800	
5. 臨時財政対策債	600,000	700	599,300	1. 臨時財政対策債	700	
6. 借換債	544,000	88,600	455,400	1. 五位堂保育所改築事業債	5,500	
				2. 老人福祉センター駐車場整備事業債	12,000	
				3. 駅舎等立体化整備事業債	31,600	
				6. 真美ヶ丘西小学校新設事業債	8,400	
				7. 二上小学校プール改築事業債	15,600	
				8. 真美ヶ丘東幼稚園新設事業債	15,500	
7. 民生債	10,600	700	9,900	1. 真美ヶ丘東学童保育所整備事業債	700	

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
8. 住民税等減収補てん債	-	75,600	75,600	1. 住民税等減収補てん債	75,600	
計	4,486,100	35,900	4,522,000			

2. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	245,532	715	244,817	-	-	-	715	1. 報酬	274	議員報酬
								8. 報償費	10	陳情謝礼等
								10. 交際費	100	議会及び議長交際費
								11. 需用費	223	消耗品費 69 燃料費 66 食糧費 10 印刷製本費 78
								12. 役務費	53	広告料 20 手数料 33
								14. 使用料及び賃借料	22	有料道路通行料 10 情報サービス料 12
								18. 備品購入費	20	事務用備品
								19. 負担金補助及び交付金	13	全国市議会議長会事務研修負担金
								計	245,532	715

(項) 2. 研究研修費

1. 研究研修費	11,950	50	11,900	-	-	-	50	19. 負担金補助及び交付金	50	政務調査費
計	11,950	50	11,900	-	-	-	50			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	1,008,833	204,570	1,213,403	166	179,600	-	24,804	2. 給料	14,100	一般職給
								3. 職員手当	186,500	退職手当等
								4. 共済費	5,700	職員共済組合負担金
								9. 旅費	460	普通旅費
								10. 交際費	200	市及び市長交際費
								11. 需用費	494	消耗品費 254 印刷製本費 240
								12. 役務費	50	通信運搬費
								13. 委託料	1,025	会場設営等委託料 10 職員研修委託料 89 人事給与システム保守料 1,124
								18. 備品購入費	500	事務用備品
								19. 負担金補助及び交付金	1,051	中和法律相談センター負担金 43 地方公務員災害補償基金負担金 140 職員福利厚生助成金 63 土地開発公社事業外土地利子負担金 650 各種協議会負担金等 155
2. 文書広報費	21,686	255	21,431	-	-	-	255	12. 役務費	80	通信運搬費
								13. 委託料	30	例規集更新作業委託料

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
								14. 使用料及び賃借料	145	例規執務サポ - トシステム借上料	
3. 会計管理費	3,699	248	3,451	-	-	-	248	9. 旅費	13	普通旅費	
								11. 需用費	104	印刷製本費	
								12. 役務費	111	通信運搬費	30
										手数料	11
										保険料	70
								19. 負担金補助及び交付金	20	研修会参加負担金	
4. 財産管理費	331,747	11,589	343,336	70	-	1,234	10,285	11. 需用費	1,000	光熱水費	
								12. 役務費	976	通信運搬費	800
										保険料	176
								13. 委託料	800	中型バス運行業務委託料	
								14. 使用料及び賃借料	263	機械借上料	28
										事務用機器借上料	3
										下水道使用料	208
		植木等借上料	12								
										N H K 受信料	12
								15. 工事請負費	72	庁舎及び市有財産整備工事	
								25. 積立金	14,700	財政調整基金積立金	13,400
										減債基金積立金	200
										公共施設整備基金積立金	100
										高齢者福祉基金積立金	1,000

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
5. 企画費	12,372	2,775	9,597	-	-	-	2,775	8. 報償費	190	都市経営市民会議委員謝礼	
								11. 需用費	50	消耗品費	
								13. 委託料	2,500	県道香芝太子線配水管布設工事	
								19. 負担金補助及び交付金	35	研修会参加負担金 30 リニア中央エクスプレス建設促進奈良県期成同盟会分担金 5	
6. ふれあいフェスタ事業費	7,000	372	6,628	-	-	-	372	8. 報償費	13	協力者謝礼	
								11. 需用費	48	消耗品費 26 燃料費 22	
								13. 委託料	40	警備委託料 27 会場整理委託料 13	
								14. 使用料及び賃借料	271	ふれあいフェスタ用設備借上料	
7. 文化振興費	125,766	4,378	121,388	7,149	4,100	-	7,427	8. 報償費	50	国際交流事業協力者謝礼	
								12. 役務費	18	通信運搬費	
								13. 委託料	1,700	モナミホール施設整備工事設計監理委託料 1,500 文化施設指定管理料 200	
								15. 工事請負費	2,400	モナミホール施設整備工事	
								19. 負担金補助及び交付金	210	(財)文化振興財団清算事務補助金	
8. 男女共同参画推進費	25,568	27	25,541	-	-	-	27	8. 報償費	17	講師謝礼	
								13. 委託料	10	一時保育委託料	

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
9. 交通安全対策費	101,753	303	101,450	-	-	-	303	13. 委託料	153	警備委託料 35 保管自転車等引渡業務委託料 26 放置自転車等移動及び指導業務委託料 92
								17. 公有財産購入費	150	五位堂駅北第二自転車駐車場用地
10. 生活安全対策費	2,355	12	2,343	-	-	-	12	27. 公課費	12	自動車重量税
11. 電子計算費	93,470	3,853	89,617	-	-	-	3,853	13. 委託料	116	プログラム改造委託料 6 総合行政ネットワーク保守委託料 101 ホームページ作成管理システム保守委託料 9
								14. 使用料及び賃借料	3,694	情報サービス料 788 無停電電源装置借上料 52 パソコン借上料 579 庁内ネットワーク機器借上料 2,275
								19. 負担金補助及び交付金	43	研修会参加負担金
13. 自治振興費	134,512	4,954	139,466	-	-	-	4,954	8. 報償費	90	自治会長活動謝礼
								19. 負担金補助及び交付金	5,044	防犯灯補助金
計	1,905,766	208,890	2,114,656	7,385	175,500	1,234	24,771			

(項) 2. 徴税費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	43,391	1,840	41,551	-	-	-	1,840	12. 役務費	1,840	手数料
4. 過年度支出金	90,000	26,000	116,000	-	-	-	26,000	22. 補償補填及び賠償金	35,500	過年度分過誤納賠償金
								23. 償還金利子及び割引料	9,500	過年度分過誤納還付金
計	368,269	24,160	392,429	-	-	-	24,160			

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	124,716	386	124,330	-	-	1,052	666	9. 旅費	10	普通旅費
								11. 需用費	299	消耗品費 14 印刷製本費 285
								12. 役務費	30	手数料
								13. 委託料	47	住基総合窓口業務システム保守等委託料
2. 住居表示費	17,832	200	17,632	-	-	-	200	1. 報酬	200	住居表示審議会委員報酬
計	142,548	586	141,962	-	-	1,052	466			

(項) 4. 人権啓発費

1. 人権啓発費	18,630	276	18,354	-	-	-	276	8. 報償費	38	協力者謝礼
								9. 旅費	180	普通旅費
								14. 使用料及び賃借料	30	機械借上料
								19. 負担金補助及び交付金	28	研修会参加負担金
計	18,630	276	18,354	-	-	-	276			

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
							19. 負担金補助及び交付金	753	選挙公営費負担金		
5. 香芝市議会議員補欠選挙費	7,200	1,021	6,179	-	-	-	1,021	11. 需用費	390	印刷製本費	
								12. 役務費	53	手数料 保険料	42 11
								13. 委託料	42	選挙公報配布委託料	
								19. 負担金補助及び交付金	536	選挙公営費負担金	
計	100,842	8,993	91,849	1,464	-	-	10,457				

(項) 6. 統計調査費

2. 指定統計費	5,487	853	4,634	864	-	-	11	1. 報酬	678	調査員報酬	
								9. 旅費	10	普通旅費	
								11. 需用費	165	消耗品費	
計	14,677	853	13,824	864	-	-	11				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	822,411	62,183	760,228	-	-	366	62,549	2. 給料	2,500	一般職給	
								19. 負担金補助及び交付金	90	福祉厚生基金給付金	
								25. 積立金	366	福祉厚生基金積立金	
								28. 繰出金	59,959	国民健康保険特別会計繰出金	2,900

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									老人保健特別会計繰出金 7,491 介護保険特別会計繰出金 55,368	
3. 医療福祉費	301,374	29,340	330,714	11,835	-	1,000	18,505	9. 旅 費	10	普通旅費
								12. 役 務 費	850	手数料
								20. 扶 助 費	28,500	乳児医療費 10,000 幼児医療費 9,000 母子医療費 1,000 心身障害者医療費等 3,500 重度心身障害老人等医療費 5,000
4. 後期高齢者医療費	415,088	13,920	429,008	11,396	-	926	1,598	28. 繰 出 金	13,920	後期高齢者医療事務費繰出金 1,274 後期高齢者医療基盤安定繰出金 15,194
5. 国民健康保険医療助成費	250,200	2,864	247,336	2,152	-	-	712	28. 繰 出 金	2,864	国民健康保険基盤安定繰出金 1,964 介護保険(国保特別会計)基盤安定繰出金 71 後期高齢者支援基盤安定繰出金 511 保険者支援繰出金 318
6. 身体障害者福祉費	506,640	15,967	522,607	11,250	-	-	4,717	1. 報 酬	372	障害程度区分判定等審査会委員報酬

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								13. 委託料	1,533	システム整備委託料
								14. 使用料及び賃借料	194	事務用機器借上料 166 障害者自立支援システム借上料 28
								20. 扶助費	15,000	身体障害者更生医療給付費 2,000 居宅生活支援費 13,000
7. 老人福祉費	58,929	4,141	54,788	51	-	549	3,541	8. 報償費	34	米寿記念品
								11. 需用費	20	修繕料
								12. 役務費	81	手数料
								15. 工事請負費	55	福祉電話設置工事
								19. 負担金補助及び交付金	251	老人クラブ助成金
								20. 扶助費	3,700	養護老人ホーム入所措置費 3,631 訪問介護利用者負担特別対策費 69
8. 総合福祉センター費	129,829	2,276	127,553	-	-	1,800	476	11. 需用費	500	光熱水費
								13. 委託料	1,276	建物総合管理業務委託料
								15. 工事請負費	500	施設整備工事
計	2,505,458	12,237	2,493,221	32,278	-	2,057	42,458			

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	1,051,022	11,600	1,039,422	146	-	85	11,369	2. 給料	6,300	一般職給
								3. 職員手当	1,450	職員手当

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
								8. 報償費	10	嘱託医謝礼	
								9. 旅費	10	普通旅費	
								11. 需用費	55	燃料費 25 印刷製本費 30	
								12. 役務費	260	通信運搬費	
								13. 委託料	250	育児支援家庭訪問事業委託料	
								20. 扶助費	3,265	被用者児童手当 7,185 非被用者児童手当 3,900 特例給付 1,780 被用者小学校修了前特例給付 9,140 非被用者小学校修了前特例給付 7,305 児童扶養手当 4,570 助産施設措置費 350 母子生活支援施設措置費 1,250 母子家庭自立支援給付金 2,935	
2. 児童措置費	497,922	21,718	519,640	16,732	-	7,130	2,144	19. 負担金補助及び交付金	3,282	2歳未満児保育実施事業費補助金 1,362 地域子育て支援拠点事業費補助金 143 一時保育事業費補助金 1,620	

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									休日保育事業費補助金 819 病児・病後児保育事業費補助金 390 民間保育所運営費補助金 14	
							20. 扶助費	25,000	保育所運営費	
3. 児童福祉施設費	813,993	9,283	804,710	-	-	8,070	17,353	2. 給料	5,200	一般職給
								9. 旅費	43	普通旅費
								11. 需用費	3,330	賄材料費
								12. 役務費	135	通信運搬費
								14. 使用料及び賃借料	190	下水道使用料 76 保育料システム借上料 114
								16. 原材料費	56	砂・土等
								19. 負担金補助及び交付金	329	各種研修会負担金
4. 学童保育費	77,118	862	77,980	1,565	1,800	1,208	1,835	7. 賃金	700	学童保育指導員賃金
								11. 需用費	180	光熱水費
								12. 役務費	47	保険料
								13. 委託料	29	放課後児童健全育成事業委託料
計	2,441,055	1,697	2,442,752	15,021	1,800	13,907	29,031			

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	15,162	7,892	7,270	7,892	-	-	-	13. 委託料	7,892	システム整備委託料
------------	--------	-------	-------	-------	---	---	---	---------	-------	-----------

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 扶助費	371,300	10,000	381,300	7,500	-	-	2,500	20. 扶助費	10,000	医療扶助費
計	386,462	2,108	388,570	392	-	-	2,500			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生 総務費	138,448	263	138,185	525	-	-	788	19. 負担金補助 及び交付金	263	中南和地域小児深夜診療負担 金 963 予防接種健康被害負担金 700
3. 健康増進 事業費	41,732	-	41,732	3,892	-	-	3,892			
4. 火葬場 施設費	21,644	99	21,545	-	-	66	165	11. 需用費	60	光熱水費 43 修繕料 17
5. 環境衛生費	43,321	1,101	42,220	-	-	1,448	347	13. 委託料	39	火葬業務委託料等
								9. 旅費	10	普通旅費
								11. 需用費	37	修繕料
								12. 役務費	74	手数料
								13. 委託料	960	雑草除去委託料
19. 負担金補助 及び交付金	20	大和川水環境協議会等負担金								
6. 訪問看護費	12,586	999	11,587	-	-	2,678	1,679	7. 賃金	999	臨時職員賃金
計	364,971	2,462	362,509	3,367	-	4,060	4,965			

(項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	696,200	2,900	693,300	-	-	-	2,900	2. 給料	2,900	一般職給
----------	---------	-------	---------	---	---	---	-------	-------	-------	------

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 塵芥処理費	137,961	9,963	127,998	-	1,600	5,000	13,363	12. 役務費	360	手数料 110 保険料 250
								13. 委託料	7,100	不法投棄処理委託料 300 残灰処理委託料 2,800 ごみ収集員派遣業務委託料 4,000
								14. 使用料及び賃借料	867	有料道路通行料 400 不法投棄監視システム機器借上料 467
								18. 備品購入費	1,555	収集車
								27. 公課費	81	自動車重量税
3. し尿処理費	442,891	42,686	400,205	-	-	5,311	47,997	11. 需用費	54	消耗品費 20 印刷製本費 34
								12. 役務費	34	手数料
								13. 委託料	3,400	し尿汲取業務委託料
								19. 負担金補助及び交付金	39,198	浄化槽一斉清掃補助金 100 葛城地区清掃事務組合分担金 39,098
計	1,277,052	55,549	1,221,503	-	1,600	10,311	64,260			

(款) 5. 農林商工費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	40,578	600	39,978	-	-	-	600	2. 給料	100	一般職給
								3. 職員手当	500	職員手当
2. 農業総務費	102,320	9,200	93,120	-	-	-	9,200	2. 給料	5,200	一般職給

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当	2,400	職員手当
								4. 共済費	1,600	職員共済組合負担金
3. 農業振興費	7,462	1,208	6,254	-	-	-	1,208	11. 需用費	25	消耗品費
								13. 委託料	39	圃場整備委託料
								14. 使用料及び賃借料	60	土地借上料 40 機械借上料 20
								19. 負担金補助及び交付金	1,084	農業資金利子補給金 98 大和平野土地改良区賦課金補助金 279 香芝市農地保全・活用推進補助金等 707
4. 水田農業構造改革対策費	10,456	2,387	8,069	17	-	-	2,370	8. 報償費	190	協力者謝礼
								11. 需用費	550	消耗品費
								19. 負担金補助及び交付金	1,647	景観形成団地栽培補助金 355 生産調整推進対策費交付金 1,292
5. 農地費	12,992	1,950	11,042	-	-	-	1,950	11. 需用費	50	消耗品費
								15. 工事請負費	800	市単独土地改良工事
								16. 原材料費	100	砂・土等
								19. 負担金補助及び交付金	1,000	市土地改良事業補助金
6. 地籍調査費	2,208	1,010	1,198	-	-	-	1,010	9. 旅費	10	普通旅費
								13. 委託料	1,000	測量委託料
計	176,016	16,355	159,661	17	-	-	16,338			

(項) 3. 商工費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
1. 観光費	1,137	196	941	-	-	-	196	9. 旅費	10	普通旅費	
								11. 需用費	35	印刷製本費	
								12. 役務費	21	手数料	
								13. 委託料	37	警備委託料	
								14. 使用料及び賃借料	77	イベント用設備借上料	
								16. 原材料費	16	砂・土等	
2. 商工振興費	54,207	980	53,227	-	-	-	980	24. 投資及び出資	980	奈良県信用保証協会出捐金	
計	55,344	1,176	54,168	-	-	-	1,176				

(款) 6. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	84,533	7,518	77,015	-	-	-	7,518	2. 給料	3,990	一般職給
								3. 職員手当	2,220	職員手当
								4. 共済費	1,130	職員共済組合負担金
								8. 報償費	90	境界明示立会謝礼
								19. 負担金補助及び交付金	88	大和平野土地改良区決済金
計	84,533	7,518	77,015	-	-	-	7,518			

(項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	23,183	5,671	17,512	-	-	48	5,623	13. 委託料	5,600	道路台帳作成委託料 登記事務委託料等	1,948 3,652
------------	--------	-------	--------	---	---	----	-------	---------	-------	-----------------------	----------------

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								19. 負担金補助及び交付金	71	道路整備促進期成同盟会負担金 30 京奈和自動車道整備促進期成同盟会負担金 4 奈良県道路利用者会議負担金 17 奈良県市町村道整備促進期成同盟会負担金 20
2. 道路維持費	154,994	3,398	151,596	-	-	2,551	5,949	11. 需用費	44	修繕料
								12. 役務費	14	保険料
								13. 委託料	3,340	泥収集・処理委託料 932 道路雑草除去・処理委託料等 2,408
3. 道路新設改良費	171,530	11,700	159,830	-	5,400	-	17,100	11. 需用費	200	消耗品費
								13. 委託料	8,000	測量設計委託料 2,000 葛下川改修事業委託料 6,000
								17. 公有財産購入費	3,500	市道用地
計	349,707	20,769	328,938	-	5,400	2,503	28,672			

(項) 3. 河川費

1. 河川維持費	59,770	2,589	57,181	-	-	-	2,589	11. 需用費	50	消耗品費 30 光熱水費 20
								13. 委託料	1,539	雑草除去委託料 229

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
									測量設計委託料 1,310		
								17. 公有財産購入費 1,000	水路用地		
2. 水防費	6,550	1,572	4,978	846	-	-	726	11. 需用費 50	食糧費		
								13. 委託料 1,522	洪水ハザードマップ作成委託料		
計	66,320	4,161	62,159	846	-	-	3,315				

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画 総務費	588,145	42,380	545,765	-	-	-	42,380	2. 給料 1,100	一般職給
								4. 共済費 500	職員共済組合負担金
								11. 需用費 283	消耗品費
								19. 負担金補助及び交付金 10	4市4町開発担当課長主任者会費
								28. 繰出金 40,487	下水道事業特別会計繰出金
2. 都市計画 対策費	2,996	309	2,687	-	-	150	159	1. 報酬 80	市都市計画審議会委員報酬
								11. 需用費 163	消耗品費 63 食糧費 20 修繕料 80
								12. 役務費 17	通信運搬費
								14. 使用料及び賃借料 20	会場借上料
								19. 負担金補助及び交付金 29	研修会参加負担金 17 協会等負担金 12

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3. 下田地区整備事業費	200,984	1,492	199,492	43,600	33,100	-	11,992	15. 工事請負費	1,000	市道6-46号線整備工事
								17. 公有財産購入費	492	まちづくり交付金事業用地
4. 土地区画整理費	84,915	13,600	71,315	-	-	-	13,600	2. 給料	7,650	一般職給
								3. 職員手当	3,900	職員手当
								4. 共済費	2,050	職員共済組合負担金
5. 五位堂駅前北第二土地区画整理事業費	348,699	12,800	335,899	24,250	29,700	-	7,350	1. 報酬	50	土地区画整理審議会委員報酬
								3. 職員手当	100	嘱託職員手当
								7. 賃金	1,900	臨時職員賃金
								9. 旅費	50	普通旅費
								11. 需用費	50	光熱水費
								12. 役務費	50	保険料
								13. 委託料	1,800	発掘調査委託料
								14. 使用料及び賃借料	300	発掘調査用機器借上料
								15. 工事請負費	8,500	五位堂駅前北第二土地区画整理事業工事
6. 志都美駅周辺整備事業費	164,490	19,060	145,430	17,728	21,500	-	15,288	9. 旅費	30	普通旅費
								11. 需用費	850	消耗品費 770 印刷製本費 80
								12. 役務費	340	通信運搬費 50 手数料 290
								15. 工事請負費	12,600	志都美駅西土地区画整理事業工事

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								17. 公有財産購入費	840	まちづくり交付金事業用地
								19. 負担金補助及び交付金	4,400	設計委託負担金
7. 街路事業費	319,498	25,220	344,718	1,650	24,500	-	930	2. 給料	6,700	一般職給
								3. 職員手当	5,050	職員手当
								4. 共済費	1,780	職員共済組合負担金
								11. 需用費	205	消耗品費 455 光熱水費 250
								13. 委託料	500	分筆登記等委託料
								15. 工事請負費	21,680	まちづくり交付金事業工事 21,680
								17. 公有財産購入費	13,138	まちづくり交付金事業用地
								22. 補償補填及び賠償金	3,227	工作物補償
8. 公園費	152,961	12,129	140,832	-	-	-	12,129	2. 給料	5,350	一般職給
								3. 職員手当	3,600	職員手当
								4. 共済費	1,550	職員共済組合負担金
								9. 旅費	10	普通旅費
								11. 需用費	360	燃料費 100 光熱水費 260
								12. 役務費	24	保険料
								13. 委託料	14	都市公園維持管理委託料

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
								14. 使用料及び賃借料	100	都市公園下水道使用料	
								18. 備品購入費	21	施設用備品	
								19. 負担金補助及び交付金	1,100	ふれあい広場施設等の補助金等	
9. スポーツ公園費	134,664	1,697	132,967	-	-	-	1,697	11. 需用費	30	食糧費	
								12. 役務費	20	通信運搬費	
								13. 委託料	1,300	測量委託料	
								19. 負担金補助及び交付金	347	研修会参加負担金 20 大和平野土地改良区決済金 327	
計	1,997,352	78,247	1,919,105	87,228	59,800	150	105,525				

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	22,051	8,510	13,541	607	-	-	7,903	2. 給料	3,800	一般職給
								3. 職員手当	2,580	職員手当
								4. 共済費	1,000	職員共済組合負担金
								12. 役務費	14	手数料
								14. 使用料及び賃借料	10	下水道使用料
								19. 負担金補助及び交付金	1,106	特定優良賃貸住宅家賃減額補助金
計	22,051	8,510	13,541	607	-	-	7,903			

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	755,940	18,167	737,773	-	-	-	18,167	19. 負担金補助及び交付金	18,167	香芝・広陵消防組合負担金
2. 非常備消防費	35,642	564	35,078	-	-	609	1,173	1. 報酬	314	消防団員報酬
								8. 報償費	150	市防火宣伝記念品等
								11. 需用費	10	食糧費
								12. 役務費	53	手数料 40 保険料 13
								27. 公課費	37	自動車重量税
3. 災害対策費	7,925	940	6,985	750	-	-	190	1. 報酬	60	防災会議委員報酬
								8. 報償費	30	講師謝礼
								11. 需用費	100	燃料費 20 印刷製本費 80
								19. 負担金補助及び交付金	750	既存木造住宅耐震診断補助金
計	799,507	19,671	779,836	750	-	609	19,530			

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

1. 教育委員会費	12,188	304	11,884	-	-	-	304	1. 報酬	204	教育委員報酬
								8. 報償費	50	表彰記念品等
								11. 需用費	30	光熱水費
								19. 負担金補助及び交付金	20	奈良県学校保健会負担金等
2. 事務局費	155,974	5,998	149,976	-	-	2	6,000	2. 給料	3,400	一般職給

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当	1,000	職員手当
								4. 共済費	1,600	職員共済組合負担金
								25. 積立金	2	児童生徒福祉基金積立金
3. 人権教育推進費	9,540	1,333	8,207	-	-	-	1,333	8. 報償費	170	講師謝礼
								9. 旅費	126	普通旅費
								11. 需用費	28	印刷製本費
								12. 役務費	10	通信運搬費
								19. 負担金補助及び交付金	999	研修会参加負担金 539 市人権教育推進協議会補助金 460
4. 教育振興費	17,918	40	17,878	-	-	-	40	13. 委託料	40	学校図書館ネットワ - クシステム保守点検委託料
計	195,620	7,675	187,945	-	-	2	7,677			

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	351,301	5,739	345,562	-	-	412	5,327	2. 給料	2,100	一般職給
								11. 需用費	72	食糧費
								13. 委託料	2,401	耐震診断委託料 1,121 教育機器保守点検委託料等 1,280
								14. 使用料及び賃借料	1,020	バス借上料 400 事務用機器借上料等 620
								19. 負担金補助及び交付金	146	教育各種負担金及び助成金等 116

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
									日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 30		
2. 教育振興費	15,514	419	15,095	-	-	-	419	8. 報償費	419	卒業記念品等	
5. 志都美小学校大規模改造事業	97,110	3,135	93,975	-	3,300	-	6,435	13. 委託料	63	監理委託料	
								15. 工事請負費	3,072	大規模改造及び耐震補強工事	
計	846,847	9,293	837,554	-	3,300	412	12,181				

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	144,717	4,302	140,415	-	-	44	4,258	2. 給料	1,200	一般職給
								9. 旅費	40	普通旅費
								11. 需用費	900	光熱水費
								12. 役務費	30	手数料
								13. 委託料	1,868	耐震診断委託料 510 教育機器保守点検委託料等 1,358
								14. 使用料及び賃借料	130	事務用機器借上料 80 下水道使用料 50
								19. 負担金補助及び交付金	134	教育各種負担金及び助成金等 44 日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 90
2. 教育振興費	13,125	1,300	11,825	45	-	-	1,255	8. 報償費	40	卒業記念品
								19. 負担金補助及び交付金	1,260	体育文化活動補助金 190

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
									要・準要保護生徒就学援助費等 1,070		
計	641,861	5,602	636,259	45	-	44	5,513				

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園 管理費	382,496	747	381,749	-	-	1,309	562	11. 需用費	31	食糧費
								13. 委託料	680	用務員業務委託料 教育機器保守点検委託料等 230
								19. 負担金補助 及び交付金	36	各種負担金及び研修助成金等
2. 教育振興費	6,795	1,000	5,795	318	-	-	682	8. 報償費	53	卒園記念品
								19. 負担金補助 及び交付金	947	幼稚園就園奨励費
計	394,889	1,747	393,142	318	-	1,309	120			

(項) 5. 社会教育費

1. 社会教育 総務費	52,224	295	51,929	-	-	-	295	1. 報酬	110	社会教育委員報酬
								8. 報償費	57	記念品等
								9. 旅費	90	費用弁償 普通旅費 75 15
								19. 負担金補助 及び交付金	38	研修会参加負担金等
2. 成人教育費	4,036	321	3,715	-	-	-	321	8. 報償費	15	講師謝礼
								11. 需用費	164	印刷製本費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								14. 使用料及び賃借料	30	自動車借上料
								19. 負担金補助及び交付金	112	家庭教育学級活動助成金等
3. 視聴覚教育費	160	130	30	-	-	-	130	8. 報償費	30	講師謝礼
								11. 需用費	100	修繕料
4. 青少年教育費	6,510	472	6,038	-	-	-	472	8. 報償費	190	記念品等
								12. 役務費	90	手数料
								13. 委託料	45	施設整備保守委託料
								14. 使用料及び賃借料	75	自動車借上料
								19. 負担金補助及び交付金	72	子ども会育成連絡協議会助成金
5. 公民館費	63,234	780	62,454	-	-	400	1,180	1. 報酬	100	公民館運営審議会委員報酬
								8. 報償費	200	講師謝礼
								9. 旅費	10	費用弁償
								11. 需用費	20	燃料費
								13. 委託料	450	中央公民館管理委託料
6. 文化財保護費	2,803	800	2,003	-	-	-	800	7. 賃金	107	発掘調査補助員賃金 71 整理補助員賃金 36
								9. 旅費	47	普通旅費 2 陳情等旅費 45
								11. 需用費	40	消耗品費 27 印刷製本費 13
								13. 委託料	450	雑草除去委託料

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							15. 工事請負費	156	文化財整備工事	
7. 埋蔵文化財 発掘調査受 託事業費	11,920	1,780	10,140	-	-	1,869	89	7. 賃金	500	整理補助員賃金
								11. 需用費	1,280	消耗品費 1,000 印刷製本費 280
8. 尼寺廃寺跡 整備事業費	27,525	169	27,356	-	600	-	769	8. 報償費	105	委員等謝礼
								9. 旅費	64	費用弁償 20 普通旅費 44
9. 図書館費	98,608	718	97,890	-	-	-	718	7. 賃金	50	臨時職員賃金
								8. 報償費	50	講師謝礼等
								9. 旅費	15	普通旅費
								14. 使用料及び 賃借料	603	図書館用事務機器借上料
10. 博物館費	32,231	193	32,038	-	-	880	687	9. 旅費	60	普通旅費
								11. 需用費	100	印刷製本費
								13. 委託料	33	特別展準備委託料
11. 青少年セ ンター費	28,954	373	28,581	108	-	-	265	8. 報償費	27	協力者謝礼
								9. 旅費	13	普通旅費
								11. 需用費	41	燃料費
								12. 役務費	25	手数料 11 保険料 14
								14. 使用料及び 賃借料	242	バス借上料等
								19. 負担金補助 及び交付金	12	防犯ベル購入補助金
								27. 公課費	13	自動車重量税

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
計	328,205	6,031	322,174	108	600	2,349	4,174				

(項) 6. 保健体育費

1. 保健体育 総務費	60,080	50	60,030	-	-	-	50	8. 報償費	50	体育指導委員連絡協議会分担金等
2. 体育施設費	1,800,424	880	1,799,544	-	-	200	1,080	11. 需用費	380	光熱水費
								13. 委託料	500	地域体育館等管理委託料
3. 学校給食 運営費	478,825	4,843	473,982	-	-	3,808	1,035	9. 旅費	23	普通旅費
								11. 需用費	3,815	賄材料費
								13. 委託料	2,475	学校給食調理業務委託料 2,360 給食室排気扇清掃等業務委託料 115
								25. 積立金	1,470	学校給食運営調整基金積立金
計	2,339,329	5,773	2,333,556	-	-	3,608	2,165			

(款) 9. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元金	3,600,000	10,000	3,590,000	-	88,600	-	78,600	23. 償還金利子 及び割引料	10,000	地方債元金償還金
2. 利子	722,000	15,000	707,000	-	-	-	15,000	23. 償還金利子 及び割引料	15,000	地方債利子
計	4,322,020	25,000	4,297,020	-	88,600	-	63,600			

(款) 10. 諸支出金

(項) 1. 諸費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 国県支出金返納金	5,000	12,142	17,142	-	-	-	12,142	23. 償還金利子及び割引料	12,142	前年度自立支援給付費等
計	5,000	12,142	17,142	-	-	-	12,142			

平成 20 年 度 香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成20年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,278,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3. 国庫支出金		1,559,796	63,316	1,496,480
	1. 国庫負担金	1,230,332	46,972	1,183,360
	2. 国庫補助金	329,464	16,344	313,120
4. 療養給付費交付金		415,470	84,147	499,617
	1. 療養給付費交付金	415,470	84,147	499,617
5. 前期高齢者交付金		931,100	63,173	994,273
	1. 前期高齢者交付金	931,100	63,173	994,273
6. 県支出金		250,550	7,290	243,260
	1. 県負担金	35,911	1,385	34,526
	2. 県補助金	214,639	5,905	208,734
7. 共同事業交付金		553,744	4,674	558,418
	1. 共同事業交付金	553,744	4,674	558,418
8. 繰入金		399,500	36	399,536
	1. 他会計繰入金	399,500	36	399,536
歳入合計		6,196,800	81,424	6,278,224

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 総務費		118,135	-	118,135
	1. 総務管理費	96,380	-	96,380
2. 保険給付費		3,986,820	55,000	4,041,820
	1. 療養諸費	3,634,800	55,000	3,689,800
	2. 高額療養費	300,000	-	300,000
3. 後期高齢者支援金等		695,810	99	695,909
	1. 後期高齢者支援金等	695,810	99	695,909
4. 前期高齢者納付金等		1,710	772	938
	1. 前期高齢者納付金等	1,710	772	938
5. 老人保健拠出金		175,800	6,919	168,881
	1. 老人保健拠出金	175,800	6,919	168,881
6. 介護納付金		296,400	846	295,554
	1. 介護納付金	296,400	846	295,554
7. 共同事業拠出金		553,749	4,674	558,423
	1. 共同事業拠出金	553,749	4,674	558,423
8. 保健事業費		73,476	-	73,476
	1. 保健事業費	15,819	-	15,819
	2. 特定健康診査等事業費	57,657	-	57,657
10. 諸支出金		5,100	30,188	35,288
	1. 償還金利子及び還付加算金	5,100	30,188	35,288
歳出	合計	6,196,800	81,424	6,278,224

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 療養給付費等負担金	1,194,421	45,587	1,148,834	1. 現年度分	45,587	療養給付費等負担金 30,925 老人保健医療費拠出金負担金 10,892 介護保険療養給付費等負担金 288 後期高齢者医療支援金負担金 3,482
2. 高額医療費共同事業負担金	28,911	1,385	27,526	1. 高額医療費共同事業負担金	1,385	高額医療費共同事業負担金
計	1,230,332	46,972	1,183,360			

(項) 2. 国庫補助金

1. 財政調整交付金	329,464	16,644	312,820	1. 財政調整交付金	16,644	普通調整交付金 16,567 介護保険調整交付金 77
2. 事業費補助金	-	300	300	1. 事業費補助金	300	後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
計	329,464	16,344	313,120			

(款) 4. 療養給付費交付金

(項) 1. 療養給付費交付金

1. 療養給付費交付金	415,470	84,147	499,617	1. 現年度分	84,147	退職者医療交付金 59,600 老人保健医療交付金(社保負担分) 24,829 前期高齢者交付金 4,144 後期高齢者交付金 3,862
-------------	---------	--------	---------	---------	--------	--

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
計	415,470	84,147	499,617			

(款) 5. 前期高齢者交付金

(項) 1. 前期高齢者交付金

1. 前期高齢者交付金	931,100	63,173	994,273	1. 現年度分	63,173	前期高齢者交付金
計	931,100	63,173	994,273			

(款) 6. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 高額医療費共同事業負担金	28,911	1,385	27,526	1. 高額医療費共同事業負担金	1,385	高額医療費共同事業負担金
計	35,911	1,385	34,526			

(項) 2. 県補助金

1. 財政調整交付金	214,639	5,905	208,734	1. 財政調整交付金	5,905	財政調整交付金
計	214,639	5,905	208,734			

(款) 7. 共同事業交付金

(項) 1. 共同事業交付金

1. 高額医療費共同事業交付金	115,645	5,477	110,168	1. 共同事業交付金	5,477	高額医療費共同事業交付金
2. 保険財政共同安定化事業交付金	438,099	10,151	448,250	1. 保険財政共同安定化事業交付金	10,151	保険財政共同安定化事業交付金
計	553,744	4,674	558,418			

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	399,500	36	399,536	1. 一般会計繰入金	36	一般会計繰入金 2,900 保険基盤安定繰入金 1,964 介護保険基盤安定繰入金 71 後期高齢者支援金基盤安定繰入金 511 保険者支援繰入金 318
計	399,500	36	399,536			

2. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	78,625	-	78,625	300	-	-	300			
計	96,380	-	96,380	300	-	-	300			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

1. 一般被保険者療養給付費	3,178,000	55,000	3,233,000	49,435	-	63,173	41,262	19. 負担金補助及び交付金	55,000	一般被保険者診療報酬
2. 退職被保険者等療養給付費	346,000	-	346,000	-	-	55,456	55,456			
3. 一般被保険者療養費	84,000	-	84,000	739	-	-	739			
計	3,634,800	55,000	3,689,800	50,174	-	118,629	13,455			

(項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	275,000	-	275,000	2,903	-	-	2,903			
計	300,000	-	300,000	2,903	-	-	2,903			

(款) 3. 後期高齢者支援金等

(項) 1. 後期高齢者支援金等

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者支援金等	695,700	99	695,799	3,482	-	3,862	281	19. 負担金補助及び交付金	99	後期高齢者支援金等
計	695,810	99	695,909	3,482	-	3,862	281			

(款) 4. 前期高齢者納付金等

(項) 1. 前期高齢者納付金等

1. 前期高齢者納付金等	1,610	772	838	-	-	-	772	19. 負担金補助及び交付金	772	前期高齢者納付金
計	1,710	772	938	-	-	-	772			

(款) 5. 老人保健拠出金

(項) 1. 老人保健拠出金

1. 老人保健医療費拠出金	175,000	6,919	168,081	10,892	-	24,829	20,856	19. 負担金補助及び交付金	6,919	老人保健医療費拠出金
計	175,800	6,919	168,881	10,892	-	24,829	20,856			

(款) 6. 介護納付金

(項) 1. 介護納付金

1. 介護納付金	296,400	846	295,554	365	-	-	481	19. 負担金補助及び交付金	846	介護給付費納付金
計	296,400	846	295,554	365	-	-	481			

(款) 7. 共同事業拠出金

(項) 1. 共同事業拠出金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 高額医療費共同事業拠出金	115,645	5,477	110,168	2,770	-	5,477	2,770	19. 負担金補助及び交付金	5,477	高額医療費共同事業拠出金
2. 保険財政共同安定化事業拠出金	438,099	10,151	448,250	-	-	10,151	-	19. 負担金補助及び交付金	10,151	保険財政共同安定化事業拠出金
計	553,749	4,674	558,423	2,770	-	4,674	2,770			

(款) 8. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

1. 保健事業費	15,819	-	15,819	3,930	-	-	3,930			
計	15,819	-	15,819	3,930	-	-	3,930			

(項) 2. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	57,657	-	57,657	4,250	-	-	4,250			
計	57,657	-	57,657	4,250	-	-	4,250			

(款) 10. 諸支出金

(項) 1. 償還金利息及び還付加算金

3. 償 還 金	1,000	30,188	31,188	-	-	-	30,188	23. 償還金利息及び割引料	30,188	前年度療養給付費等
計	5,100	30,188	35,288	-	-	-	30,188			

平成 20 年 度 香芝市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）

平成20年度香芝市老人保健特別会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ431,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 交付金		302,240	88,164	214,076
	1. 支払基金交付金	302,240	88,164	214,076
2. 国庫支出金		170,506	48,890	121,616
	1. 国庫負担金	170,506	48,890	121,616
3. 県支出金		42,626	12,222	30,404
	1. 県負担金	42,626	12,222	30,404
4. 繰入金		42,400	7,491	34,909
	1. 他会計繰入金	42,400	7,491	34,909
5. 繰越金		1,000	1,000	0
	1. 繰越金	1,000	1,000	0
6. 諸収入		34,246	3,733	30,513
	1. 雑収入	34,246	3,733	30,513
歳入合計		593,018	161,500	431,518

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2. 医療諸費		558,000	161,500	396,500
	1. 医療諸費	558,000	161,500	396,500
歳出合計		593,018	161,500	431,518

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 1. 交付金

(項) 1. 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 医療費交付金	300,240	87,664	212,576	1. 医療費交付金	87,664	老人保健医療費交付金
2. 審査支払手数料交付金	2,000	500	1,500	1. 医療費審査支払 手数料交付金	500	老人保健審査支払事務費交付金
計	302,240	88,164	214,076			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 医療費国庫負担金	170,506	48,890	121,616	1. 医療費負担金	48,890	老人医療給付費医療費負担金
計	170,506	48,890	121,616			

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 医療費県負担金	42,626	12,222	30,404	1. 医療費負担金	12,222	老人医療給付費医療費負担金
計	42,626	12,222	30,404			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	42,400	7,491	34,909	1. 一般会計繰入金	7,491	一般会計繰入金
計	42,400	7,491	34,909			

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,000	1,000	0	1. 前年度繰越金	1,000	前年度繰越金
計	1,000	1,000	0			

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 雑入

1. 雑入	7,733	3,733	4,000	1. 返納金及び雑入	3,733	交通事故による納付金等
計	34,246	3,733	30,513			

2. 歳出

(款) 2. 医療諸費

(項) 1. 医療諸費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 医療給付費	520,000	150,000	370,000	56,937	-	81,674	11,389	19. 負担金補助及び交付金	150,000	老人医療費
2. 医療費支給費	36,000	11,000	25,000	4,175	-	5,990	835	19. 負担金補助及び交付金	11,000	老人医療費
3. 審査支払手数料	2,000	500	1,500	-	-	500	-	12. 役務費	500	手数料
計	558,000	161,500	396,500	61,112	-	88,164	12,224			

平成 20 年 度 香芝市後期高齡者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成20年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,772千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ485,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 後期高齢者医療保険料		416,204	52,204	364,000
	1. 後期高齢者医療保険料	416,204	52,204	364,000
3. 繰入金		100,200	13,920	114,120
	1. 他会計繰入金	100,200	13,920	114,120
4. 諸収入		3,500	1,822	1,678
	1. 雑収入	3,500	1,822	1,678
5. 国庫支出金		-	5,334	5,334
	1. 国庫補助金	-	5,334	5,334
歳入合計		520,000	34,772	485,228

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総 務 費		22,289	4,238	26,527
	1. 総 務 管 理 費	19,609	4,260	23,869
	2. 徴 収 費	2,680	22	2,658
2. 保 健 事 業 費		3,580	2,000	1,580
	1. 健康保持増進事業費	3,580	2,000	1,580
3. 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		493,131	37,010	456,121
	1. 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	493,131	37,010	456,121
歳 出 合 計		520,000	34,772	485,228

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別徴収保険料	347,543	128,343	219,200	1. 現年度分	128,343	特別徴収保険料
2. 普通徴収保険料	68,661	76,139	144,800	1. 現年度分	76,139	普通徴収保険料
計	416,204	52,204	364,000			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	100,200	13,920	114,120	1. 一般会計繰入金	13,920	事務費繰入金 保険基盤安定繰入金	1,274 15,194
計	100,200	13,920	114,120				

(款) 4. 諸収入

(項) 1. 雑入

1. 雑入	3,500	1,822	1,678	1. 保健事業費委託金	2,000	保健事業費委託金
				2. 雑入	178	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
計	3,500	1,822	1,678			

(款) 5. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 事業費補助金	-	5,334	5,334	1. 事業費補助金	5,334	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
計	-	5,334	5,334			

2. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	19,569	4,260	23,829	5,334	-	-	1,074	2. 給料	550	一般職給
								3. 職員手当	550	職員手当
								4. 共済費	100	職員共済組合負担金
								13. 委託料	5,460	システム改修委託料
計	19,609	4,260	23,869	5,334	-	-	1,074			

(項) 2. 徴収費

1. 徴収費	2,680	22	2,658	-	-	-	22	11. 需用費	200	消耗品費
								18. 備品購入費	178	施設用備品
計	2,680	22	2,658	-	-	-	22			

(款) 2. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

1. 健康診査費	3,580	2,000	1,580	-	-	2,000	-	13. 委託料	2,000	健康診断委託料
計	3,580	2,000	1,580	-	-	2,000	-			

(款) 3. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	493,131	37,010	456,121	-	-	52,204	15,194	19. 負担金補助及び交付金	37,010	後期高齢者医療広域連合保険料負担金 52,204 保険基盤安定負担金 15,194
計	493,131	37,010	456,121	-	-	52,204	15,194			

平成 20 年 度 香芝市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成20年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117,426千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,747,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3. 国庫支出金		543,499	52,647	490,852
	1. 国庫負担金	472,900	48,865	424,035
	2. 国庫補助金	70,599	3,782	66,817
4. 支払基金交付金		820,564	75,372	745,192
	1. 支払基金交付金	820,564	75,372	745,192
5. 県支出金		388,771	28,369	360,402
	1. 県負担金	377,950	28,369	349,581
6. 財産収入		1	174	175
	1. 財産運用収入	1	174	175
7. 繰入金		448,000	55,368	392,632
	1. 他会計繰入金	448,000	55,368	392,632
8. 繰越金		25,925	97,356	123,281
	1. 繰越金	25,925	97,356	123,281
9. 諸収入		15,392	3,200	12,192
	2. 雑収入	15,292	3,200	12,092
歳入合計		2,864,732	117,426	2,747,306

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総 務 費		1 3 7 , 2 7 5	1 1 , 2 5 2	1 4 8 , 5 2 7
	1. 総 務 管 理 費	1 0 8 , 9 4 5	1 1 , 3 0 2	1 2 0 , 2 4 7
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	2 5 , 6 4 0	5 0	2 5 , 5 9 0
2. 保 険 給 付 費		2 , 6 1 8 , 0 0 0	1 8 3 , 8 0 0	2 , 4 3 4 , 2 0 0
	1. 介 護 サ - ビ ス 等 諸 費	2 , 6 1 8 , 0 0 0	1 8 3 , 8 0 0	2 , 4 3 4 , 2 0 0
5. 介 護 サ - ビ ス 事 業 費		1 1 , 1 6 7	1 , 1 9 5	9 , 9 7 2
	1. 居 宅 サ - ビ ス 事 業 費	1 1 , 1 6 7	1 , 1 9 5	9 , 9 7 2
6. 基 金 積 立 金		2 4 , 0 3 5	5 6 , 3 1 7	8 0 , 3 5 2
	1. 基 金 積 立 金	2 4 , 0 3 5	5 6 , 3 1 7	8 0 , 3 5 2
歳 出 合 計		2 , 8 6 4 , 7 3 2	1 1 7 , 4 2 6	2 , 7 4 7 , 3 0 6

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費等負担金	472,900	48,865	424,035	1. 現年度分	48,865	介護給付費等負担金
計	472,900	48,865	424,035			

(項) 2. 国庫補助金

1. 調整交付金	48,957	4,447	44,510	1. 現年度分	4,447	調整交付金
3. 事業費補助金	-	665	665	1. 事業費補助金	665	事業費補助金
計	70,599	3,782	66,817			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	814,387	75,372	739,015	1. 現年度分	75,372	介護給付費交付金
計	820,564	75,372	745,192			

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 介護給付費負担金	377,950	28,369	349,581	1. 現年度分	28,369	介護給付費負担金
計	377,950	28,369	349,581			

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 利子及び配当金	1	174	175	1. 利子及び配当金	174	介護給付費準備基金利子収入
計	1	174	175			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	448,000	55,368	392,632	1. 一般会計繰入金	55,368	介護給付費繰入金等
計	448,000	55,368	392,632			

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	25,925	97,356	123,281	1. 前年度繰越金	97,356	前年度繰越金
計	25,925	97,356	123,281			

(款) 9. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	15,292	3,200	12,092	3. 雑入	3,200	介護予防サービス計画費
計	15,292	3,200	12,092			

2. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	107,320	11,302	118,622	665	-	-	10,637	2. 給料	2,980	一般職給
								3. 職員手当	370	職員手当
								4. 共済費	590	職員共済組合負担金
								13. 委託料	7,362	介護システム改修委託料
計	108,945	11,302	120,247	665	-	-	10,637			

(項) 3. 介護認定審査会費

2. 認定調査費	19,970	50	19,920	-	-	-	50	11. 需用費	50	修繕料
計	25,640	50	25,590	-	-	-	50			

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サ - ビス等諸費

1. 介護サ - ビス等諸費	2,257,200	87,800	2,169,400	40,235	-	37,819	9,746	19. 負担金補助及び交付金	87,800	介護サ - ビス費等給付費
2. 介護予防サ - ビス等諸費	210,000	73,400	136,600	33,681	-	30,458	9,261	19. 負担金補助及び交付金	73,400	介護予防サービス給付費等
3. 高額介護サ - ビス等諸費	46,000	9,000	37,000	3,092	-	2,816	3,092	19. 負担金補助及び交付金	9,000	高額介護サ - ビス費
4. 特定入所者介護サービス等諸費	100,000	13,000	87,000	4,466	-	4,090	4,444	19. 負担金補助及び交付金	13,000	特定入所者介護サービス費等諸費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5. その他諸費	4,800	600	4,200	207	-	189	204	12. 役務費	600	審査支払手数料
計	2,618,000	183,800	2,434,200	81,681	-	75,372	26,747			

(款) 5. 介護サービス事業費

(項) 1. 居宅サービス事業費

1. 介護予防支援事業費	11,167	1,195	9,972	-	-	-	1,195	11. 需用費	45	消耗品費	20
										修繕料	25
								13. 委託料	1,150	介護予防サービス計画委託料	
計	11,167	1,195	9,972	-	-	-	1,195				

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	24,035	56,317	80,352	-	-	174	56,143	25. 積立金	56,317	介護給付費準備基金積立金
計	24,035	56,317	80,352	-	-	174	56,143			

平成 20 年 度 香芝市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成20年度香芝市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度香芝市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,288千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 使用料及び手数料		459,600	11,523	448,077
	1. 使用料	459,425	11,562	447,863
	2. 手数料	175	39	214
2. 国庫支出金		71,500	26,500	98,000
	1. 国庫補助金	71,500	26,500	98,000
3. 繰入金		487,000	40,487	446,513
	1. 他会計繰入金	487,000	40,487	446,513
4. 繰越金		2,000	3,393	5,393
	1. 繰越金	2,000	3,393	5,393
5. 市債		521,900	17,500	504,400
	1. 市債	521,900	17,500	504,400
6. 諸収入		-	329	329
	1. 雑収入	-	329	329
歳入合計		1,542,000	39,288	1,502,712

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 下水道事業費		785,600	28,661	756,939
	1. 下水道建設費	785,600	28,661	756,939
2. 公債費		753,400	8,627	744,773
	1. 公債費	753,400	8,627	744,773
3. 予備費		3,000	2,000	1,000
	1. 予備費	3,000	2,000	1,000
歳出合計		1,542,000	39,288	1,502,712

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	目	事業名	金額
1. 下水道事業費	1. 下水道建設費	1. 水質改善下水道事業費	水質改善下水道事業	20,800
		2. 新市街地開発事業 関連公共下水道事業費	新市街地開発事業関連公共下水道事業	3,000

第3表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	320,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に ついては、当 該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものとする。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換え することができる。	289,600	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
流域下水道事業	41,800				47,200			
資本費平準化	159,800				167,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 1. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 下水道使用料	459,425	11,562	447,863	1. 下水道使用料	11,562	下水道使用料 12,212 下水道使用料(滞納繰越分) 650
計	459,425	11,562	447,863			

(項) 2. 手数料

1. 下水道手数料	175	39	214	1. 下水道手数料	39	指定工事店指定手数料 30 責任技術者登録手数料 9
計	175	39	214			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 公共下水道事業費国庫補助金	71,500	26,500	98,000	1. 公共下水道事業補助金	26,500	水質改善下水道事業補助金
計	71,500	26,500	98,000			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	487,000	40,487	446,513	1. 一般会計繰入金	40,487	一般会計繰入金
計	487,000	40,487	446,513			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	2,000	3,393	5,393	1. 前年度繰越金	3,393	前年度繰越金
計	2,000	3,393	5,393			

(款) 5. 市債

(項) 1. 市債

1. 下水道事業債	521,900	17,500	504,400	1. 公共下水道事業債	22,100	
				2. 流域下水道事業債	4,600	
計	521,900	17,500	504,400			

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 雑入

1. 雑入	-	329	329	1. 消費税還付金	329	消費税還付金
計	-	329	329			

2. 歳出

(款) 1. 下水道事業費

(項) 1. 下水道建設費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 水質改善下水道事業費	728,634	29,125	699,509	26,500	22,100	11,523	22,002	2. 給料	7,100	一般職給
								3. 職員手当	4,300	職員手当
								4. 共済費	1,900	職員共済組合負担金
								11. 需用費	120	燃料費 83 食糧費 10 修繕料 27
								12. 役務費	35	通信運搬費
								13. 委託料	1,303	測量設計業務委託料
								14. 使用料及び賃借料	21	会場借上料 20 パソコン借上料 1
								15. 工事請負費	1,681	公共下水道管渠築造工事
								19. 負担金補助及び交付金	12,069	流域下水道維持管理負担金 11,948 水洗便所改造資金融資斡旋利子補給金 32 日本下水道協会本部負担金等 89
								22. 補償補填及び賠償金	96	地下埋設物等補償金
27. 公課費	500	消費税								

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 新市街地開発事業関連公共下水道事業費	15,000	4,900	10,100	-	-	-	4,900	15. 工事請負費	4,900	五位堂駅前北第二土地区画整理事業公共下水道管渠築造工事
3. 流域下水道事業費	41,966	5,364	47,330	-	4,600	-	764	19. 負担金補助及び交付金	5,364	大和川上流流域下水道整備事業負担金
計	785,600	28,661	756,939	26,500	17,500	11,523	26,138			

(款) 2. 公債費

(項) 1. 公債費

2. 利子	301,400	8,627	292,773	-	-	-	8,627	23. 償還金利子及び割引料	8,627	地方債利子 7,531 一時借入金利子 1,096
計	753,400	8,627	744,773	-	-	-	8,627			

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	3,000	2,000	1,000	-	-	-	2,000	予備費	2,000	予備費
計	3,000	2,000	1,000	-	-	-	2,000			

平成 20 年 度 香芝市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

平成20年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,658千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3. 繰越金		78,900	1,355	80,255
	1. 繰越金	78,900	1,355	80,255
4. 諸収入		13	13	0
	1. 市預金利子	13	13	0
5. 市債		49,000	49,000	0
	1. 市債	49,000	49,000	0
歳入合計		175,000	47,658	127,342

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 諸支出金		128,623	47,658	80,965
	1. 財産取得費	128,623	47,658	80,965
歳出合計		175,000	47,658	127,342

第2表

地 方 債 補 正

1 廃 止

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	49,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 3. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	78,900	1,355	80,255	1. 前年度繰越金	1,355	前年度繰越金
計	78,900	1,355	80,255			

(款) 4. 諸収入

(項) 1. 市預金利子

1. 市預金利子	13	13	0	1. 預金利子	13	
計	13	13	0			

(款) 5. 市債

(項) 1. 市債

1. 土木債	49,000	49,000	0	1. 公共用地先行取得事業債	49,000	
計	49,000	49,000	0			

2. 歳出

(款) 1. 諸支出金

(項) 1. 財産取得費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 財産取得費	128,623	47,658	80,965	-	49,000	-	1,342	17. 公有財産購入費	47,658	土地等
計	128,623	47,658	80,965	-	49,000	-	1,342			

平成 20 年 度 香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 2 号）

平成20年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 財産収入		9,405	243	9,648
	1. 財産運用収入	9,405	243	9,648
2. 繰入金		27,942	20,700	48,642
	1. 基金繰入金	27,942	20,700	48,642
歳入合計		37,347	20,943	58,290

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 地元公共事業費		37,347	20,943	58,290
	1. 地元公共事業費	37,347	20,943	58,290
歳出	合計	37,347	20,943	58,290

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 財産貸付収入	8,718	243	8,961	1. 財産区財産貸付収入	243	財産区財産貸付収入
計	9,405	243	9,648			

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

1. 地元公共事業積立基金繰入金	27,942	20,700	48,642	1. 地元公共事業積立基金繰入金	20,700	地元公共事業積立基金繰入金
計	27,942	20,700	48,642			

2. 歳出

(款) 1. 地元公共事業費

(項) 1. 地元公共事業費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 地元公共事業費	37,347	20,943	58,290	-	-	243	20,700	19. 負担金補助及び交付金	20,943	財産区財産管理費交付金 243 地元公共事業交付金 20,700
計	37,347	20,943	58,290	-	-	243	20,700			

香芝市公告

平成21年3月第1回(定例)香芝市議会において可決された平成20年度香芝市一般会計補正予算(第6号)、香芝市介護保険特別会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

平成21年3月18日

香芝市長 梅田善久

平成 20 年 度 香芝市一般会計補正予算（第 6 号）

平成20年度香芝市一般会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,705,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
13. 国庫支出金		1,638,095	1,277,250	2,915,345
	2. 国庫補助金	555,494	1,277,250	1,832,744
歳入合計		22,428,327	1,277,250	23,705,577

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2. 総務費		2,793,228	1,146,500	3,939,728
	1. 総務管理費	2,114,656	1,146,500	3,261,156
3. 民生費		5,324,543	63,900	5,388,443
	2. 児童福祉費	2,442,752	63,900	2,506,652
4. 衛生費		1,584,012	14,000	1,598,012
	2. 清掃費	1,221,503	14,000	1,235,503
8. 教育費		4,710,630	52,850	4,763,480
	2. 小学校費	837,554	12,430	849,984
	3. 中学校費	636,259	16,520	652,779
	4. 幼稚園費	393,142	12,100	405,242
	6. 保健体育費	2,333,556	11,800	2,345,356
歳出合計		22,428,327	1,277,250	23,705,577

第2表

繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	目	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	4. 財産管理費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (庁舎耐震二次診断事業)	5,500
		7. 文化振興費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (文化センター空調設備整備事業)	11,000
		14. 定額給付金費	定額給付金給付事業	1,161,900
3. 民生費	2. 児童福祉費	3. 児童福祉施設費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (保育所耐震補強計画事業)	4,500
		5. 子育て応援特別手当費	子育て応援特別手当給付事業	60,370
4. 衛生費	2. 清掃費	2. 塵芥処理費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (ハイブリッド収集車購入事業)	14,000
8. 教育費	2. 小学校費	1. 学校管理費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (地上デジタル化調査事業)	1,500
			地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (耐震二次診断事業)	10,930
	3. 中学校費	1. 学校管理費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (地上デジタル化調査事業)	650
			地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (耐震二次診断事業)	15,870
	4. 幼稚園費	1. 幼稚園管理費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (地上デジタル化調査事業)	1,000
			地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (耐震二次診断事業)	11,100
	6. 保健体育費	2. 体育施設費	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 (総合体育館整備事業)	11,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 13. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫補助金	41,686	59,400	101,086	1. 児童福祉費補助金	59,400	子育て応援特別手当交付金
5. 総務費国庫補助金	44,613	1,217,850	1,262,463	6. 定額給付金事業補助金	1,130,000	定額給付金給付事業費補助金
				9. 地域活性化・生活対策臨時交付金	87,850	地域活性化・生活対策臨時交付金
計	555,494	1,277,250	1,832,744			

2. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4. 財産管理費	343,336	5,500	348,836	5,500	-	-	-	13. 委託料	5,500	庁舎耐震二次診断委託料
7. 文化振興費	121,388	11,000	132,388	11,000	-	-	-	15. 工事請負費	11,000	ふたかみ文化センター空調用熱源設備改修工事
14. 定額給付金費	36,000	1,130,000	1,166,000	1,130,000	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	1,130,000	定額給付金
計	2,114,656	1,146,500	3,261,156	1,146,500	-	-	-			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

3. 児童福祉施設費	804,710	4,500	809,210	4,500	-	-	-	13. 委託料	4,500	保育所耐震補強計画委託料
5. 子育て応援特別手当費	1,000	59,400	60,400	59,400	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	59,400	子育て応援特別手当
計	2,442,752	63,900	2,506,652	63,900	-	-	-			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理費	127,998	14,000	141,998	14,000	-	-	-	12. 役務費	170	手数料	100
										保険料	70
								18. 備品購入費	13,650	収集車	
								27. 公課費	180	自動車重量税	
計	1,221,503	14,000	1,235,503	14,000	-	-	-				

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 学校管理費	345,562	12,430	357,992	12,430	-	-	-	13. 委託料	12,430	地上デジタル化調査委託料 1,500 耐震二次診断委託料 10,930
計	837,554	12,430	849,984	12,430	-	-	-			

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	140,415	16,520	156,935	16,520	-	-	-	13. 委託料	16,520	地上デジタル化調査委託料 650 耐震二次診断委託料 15,870
計	636,259	16,520	652,779	16,520	-	-	-			

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園 管理費	381,749	12,100	393,849	12,100	-	-	-	13. 委託料	12,100	地上デジタル化調査委託料 1,000 耐震二次診断委託料 11,100
計	393,142	12,100	405,242	12,100	-	-	-			

(項) 6. 保健体育費

2. 体育施設費	1,799,544	11,800	1,811,344	11,800	-	-	-	15. 工事請負費	11,180	総合体育館内部等改修工事 施設用備品
								18. 備品購入費	620	
計	2,333,556	11,800	2,345,356	11,800	-	-	-			

平成 20 年 度 香芝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成20年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,345千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,775,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3. 国庫支出金		490,852	28,345	519,197
	2. 国庫補助金	66,817	28,345	95,162
歳入合計		2,747,306	28,345	2,775,651

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
6. 基金積立金		80,352	28,345	108,697
	1. 基金積立金	80,352	28,345	108,697
歳出合計		2,747,306	28,345	2,775,651

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 介護従事者処遇改善臨時特例交付金	-	28,345	28,345	1. 介護従事者処遇改善臨時特例交付金	28,345	介護従事者処遇改善臨時特例交付金
計	66,817	28,345	95,162			

2. 歳出

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 介護従事者 処遇改善臨時特例基金積立金	-	28,345	28,345	28,345	-	-	-	25. 積立金	28,345	介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金
計	80,352	28,345	108,697	28,345	-	-	-			

香芝市公告

平成21年3月第1回(定例)香芝市議会において可決された平成21年度香芝市一般会計予算、香芝市国民健康保険特別会計予算、香芝市老人保健特別会計予算、香芝市後期高齢者医療特別会計予算、香芝市介護保険特別会計予算、香芝市下水道特別会計予算、香芝市土地取得特別会計予算、香芝市財産区財産特別会計予算の要領は次のとおりである。

平成21年3月18日

香芝市長 梅田善久

平成21年度

香芝市 一般会計 特別会計 予算書

奈良県香芝市

目 次

1. 香芝市一般会計予算	1
2. 香芝市国民健康保険特別会計予算	5
3. 香芝市老人保健特別会計予算	9
4. 香芝市後期高齢者医療特別会計予算	11
5. 香芝市介護保険特別会計予算	13
6. 香芝市下水道事業特別会計予算	15
7. 香芝市土地取得特別会計予算	19
8. 香芝市財産区財産特別会計予算	23

1. 平成21年度 香芝市一般会計予算

1. 平成21年度香芝市一般会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表

歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 市 税		8,897,261
	1. 市 民 税	4,828,600
	2. 固 定 資 産 税	3,684,961
	3. 軽 自 動 車 税	91,700
	4. 市 た ば こ 税	292,000
2. 地 方 譲 与 税		186,900
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,400
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	141,500
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	4,000
3. 利 子 割 交 付 金		56,500
	1. 利 子 割 交 付 金	56,500
4. 配 当 割 交 付 金		35,500
	1. 配 当 割 交 付 金	35,500
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		14,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	14,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		485,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	485,000
7. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		72,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	72,000
8. 地 方 特 例 交 付 金		214,800
	1. 地 方 特 例 交 付 金	182,800
	2. 特 別 交 付 金	32,000
9. 地 方 交 付 税		3,300,000
	1. 地 方 交 付 税	3,300,000
10. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
11. 分 担 金 及 び 負 担 金		429,284
	1. 負 担 金	429,284
12. 使 用 料 及 び 手 数 料		332,615

		(単位 千円)
款	項	金額
	1. 使 用 料	280,826
	2. 手 数 料	27,989
	3. 証 紙 収 入	23,800
13. 国 庫 支 出 金		1,693,185
	1. 国 庫 負 担 金	1,107,161
	2. 国 庫 補 助 金	562,223
	3. 委 託 金	23,801
14. 県 支 出 金		953,676
	1. 県 負 担 金	592,051
	2. 県 補 助 金	219,010
	3. 委 託 金	142,615
15. 財 産 収 入		167,026
	1. 財 産 運 用 収 入	7,026
	2. 財 産 売 払 収 入	160,000
16. 寄 附 金		1,100
	1. 寄 附 金	1,100
17. 繰 入 金		126,980
	1. 基 金 繰 入 金	116,980
	2. 他 会 計 繰 入 金	10,000
18. 繰 越 金		50,000
	1. 繰 越 金	50,000
19. 諸 収 入		562,173
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10,075
	2. 市 預 金 利 子	1,000
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	3,300
	4. 受 託 事 業 収 入	11,921
	5. 雑 収 入	535,877
20. 市 債		2,180,000
	1. 市 債	2,180,000
歳 入 合 計		19,770,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		239,292
	1. 議会費	228,492
	2. 研究研修費	10,800
2. 総務費		2,337,699
	1. 総務管理費	1,768,303
	2. 徴税費	315,846
	3. 戸籍住民基本台帳費	143,368
	4. 人権啓発費	18,592
	5. 選挙費	57,312
	6. 統計調査費	14,104
	7. 監査委員費	20,174
3. 民生費		5,418,708
	1. 社会福祉費	2,526,822
	2. 児童福祉費	2,466,394
	3. 生活保護費	425,492
4. 衛生費		1,675,991
	1. 保健衛生費	412,012
	2. 清掃費	1,263,979
5. 農林商工費		199,331
	1. 農業費	141,641
	2. 林業費	153
	3. 商工費	57,537

(単位 千円)

款	項	金額
6. 土木費		2,443,184
	1. 土木管理費	88,536
	2. 道路橋梁費	263,476
	3. 河川費	69,710
	4. 都市計画費	2,008,786
	5. 住宅費	12,676
7. 消防費		813,332
	1. 消防費	813,332
8. 教育費		2,467,443
	1. 教育総務費	180,478
	2. 小学校費	735,948
	3. 中学校費	213,182
	4. 幼稚園費	407,513
	5. 社会教育費	324,629
	6. 保健体育費	605,693
9. 公債費		4,120,020
	1. 公債費	4,120,020
10. 諸支出金		5,000
	1. 諸費	5,000
11. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		19,770,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市土地開発公社に対する債務保証	平成 21 年度から返済期日まで	6,500,000
香芝市土地開発公社が先行取得する 公 共 用 地 取 得 事 業	平成 21 年度から 5 年以内	香芝市土地開発公社が、平成 21 年度において取得又は補償する用地等の事業資金 500,000 千円及びこれに対する利子相当額

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
退 職 手 当 支 給	187,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 事 業	7,100			
地方道路等整備事業	131,800			
河 川 等 整 備 事 業	13,200			
街 路 整 備 事 業	55,800			
地方特定道路整備事業	92,200			
ま ち づ くり 事 業	268,300			
公 園 緑 地 整 備 事 業	27,000			
小学校施設耐震補強事業	65,500			
関屋小学校プール改築事業	112,400			
公団立替施行償還事業	143,800			
尼 寺 廃 寺 跡 整 備 事 業	2,700			
臨 時 財 政 対 策	931,000			
借 換 事 業	142,200			
合 計	2,180,000			

2. 平成21年度 香芝市国民健康保険特別会計予算

2. 平成21年度香芝市国民健康保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,229,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		1,797,750
	1. 国民健康保険料	1,797,750
2. 使用料及び手数料		520
	1. 手 数 料	520
3. 国庫支出金		1,586,567
	1. 国庫負担金	1,237,979
	2. 国庫補助金	348,588
4. 療養給付費交付金		391,736
	1. 療養給付費交付金	391,736
5. 前期高齢者交付金		1,135,520
	1. 前期高齢者交付金	1,135,520
6. 県 支 出 金		252,882
	1. 県 負 担 金	36,750

(単位 千円)

款	項	金 額
	2. 県 補 助 金	216,132
7. 共同事業交付金		646,745
	1. 共同事業交付金	646,745
8. 繰 入 金		404,170
	1. 他会計繰入金	404,170
9. 諸 収 入		13,110
	1. 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2. 療養費等指定公費返還金	2,000
	3. 雑 入	8,110
歳 入 合 計		6,229,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総務費		119,300
	1. 総務管理費	96,427
	2. 徴収費	22,553
	3. 運営協議会費	320
2. 保険給付費		4,240,020
	1. 療養諸費	3,764,000
	2. 高額療養費	421,000
	3. 移送費	20
	4. 出産育児諸費	52,000
	5. 葬祭諸費	3,000
3. 後期高齢者支援金等		781,910
	1. 後期高齢者支援金等	781,910
4. 前期高齢者納付金等		2,510
	1. 前期高齢者納付金等	2,510
5. 老人保健拠出金		60,100
	1. 老人保健拠出金	60,100
6. 介護納付金		285,100

(単位 千円)

款	項	金 額
	1. 介護納付金	285,100
7. 共同事業拠出金		646,750
	1. 共同事業拠出金	646,750
8. 保健事業費		76,210
	1. 保健事業費	13,090
	2. 特定健康診査等事業費	63,120
9. 公債費		6,000
	1. 公債費	6,000
10. 諸支出金		8,100
	1. 償還金利子及び還付加算金	6,100
	2. 療養費等指定公費立替金	2,000
11. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出	合計	6,229,000

3. 平成21年度 香芝市老人保健特別会計予算

3. 平成21年度香芝市老人保健特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 交 付 金		9, 4 5 6
	1. 支 払 基 金 交 付 金	9, 4 5 6
2. 国 庫 支 出 金		5, 2 2 8
	1. 国 庫 負 担 金	5, 2 2 8
3. 県 支 出 金		1, 3 0 7
	1. 県 負 担 金	1, 3 0 7
4. 繰 入 金		2 4 0
	1. 他 会 計 繰 入 金	2 4 0
5. 繰 越 金		5 0 0
	1. 繰 越 金	5 0 0
6. 諸 収 入		1, 2 6 9
	1. 雑 収 入	1, 2 6 9
歳 入 合 計		1 8, 0 0 0

(歳 出)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 総 務 費		1 0 0
	1. 総 務 管 理 費	1 0 0
2. 医 療 諸 費		1 7, 3 0 0
	1. 医 療 諸 費	1 7, 3 0 0
3. 公 債 費		1 0 0
	1. 公 債 費	1 0 0
4. 諸 支 出 金		2 0 0
	1. 諸 費	2 0 0
5. 予 備 費		3 0 0
	1. 予 備 費	3 0 0
歳 出 合 計		1 8, 0 0 0

4. 平成21年度 香芝市後期高齢者医療特別会計予算

4. 平成21年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ495,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳入歳出予算

(歳入)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		372,719
	1. 後期高齢者医療保険料	372,719
2. 使用料及び手数料		111
	1. 手数料	111
3. 繰入金		119,600
	1. 他会計繰入金	119,600
4. 繰越金		1,000
	1. 繰越金	1,000
5. 諸収入		1,570
	1. 償還金及び還付加算金	300
	2. 雑入	1,270
歳入合計		495,000

(歳出)		(単位 千円)
款	項	金額
1. 総務費		25,127
	1. 総務管理費	23,437
	2. 徴収費	1,690
2. 保健事業費		1,280
	1. 健康保持増進事業費	1,280
3. 後期高齢者医療 広域連合納付金		467,293
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	467,293
4. 公債費		500
	1. 公債費	500
5. 諸支出金		300
	1. 還付金及び還付加算金	300
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		495,000

5. 平成21年度 香芝市介護保険特別会計予算

5. 平成21年度香芝市介護保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,871,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		6 2 4, 0 0 0
	1. 介 護 保 険 料	6 2 4, 0 0 0
2. 使用料及び手数料		1 0 0
	1. 手 数 料	1 0 0
3. 国 庫 支 出 金		5 6 9, 5 0 0
	1. 国 庫 負 担 金	4 8 6, 0 0 0
	2. 国 庫 補 助 金	8 3, 5 0 0
4. 支 払 基 金 交 付 金		8 0 1, 2 7 9
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8 0 1, 2 7 9
5. 県 支 出 金		3 8 6, 4 4 1
	1. 県 負 担 金	3 7 5, 5 7 5
	2. 県 補 助 金	1 0, 8 6 6
6. 財 産 収 入		1 3 6
	1. 財 産 運 用 収 入	1 3 6
7. 繰 入 金		4 7 4, 6 1 2
	1. 他 会 計 繰 入 金	4 4 1, 1 0 0
	2. 基 金 繰 入 金	3 3, 5 1 2
8. 繰 越 金		1, 0 0 0
	1. 繰 越 金	1, 0 0 0
9. 諸 収 入		1 3, 9 3 2
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2 5 0
	2. 雑 入	1 3, 6 8 2
歳 入 合 計		2, 8 7 1, 0 0 0

(歳 出)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 総 務 費		1 5 3, 8 8 2
	1. 総 務 管 理 費	1 2 5, 0 5 2
	2. 徴 収 費	2, 8 3 4
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	2 5, 9 9 6
2. 保 険 給 付 費		2, 6 5 2, 0 0 0
	1. 介 護 サービス等諸費	2, 6 5 2, 0 0 0
3. 地 域 支 援 事 業 費		4 0, 6 3 3
	1. 地 域 支 援 事 業 費	4 0, 6 3 3
4. 介 護 サービス事業費		1 2, 2 6 7
	1. 居 宅 サービス事業費	1 2, 2 6 7
5. 基 金 積 立 金		9, 7 1 8
	1. 基 金 積 立 金	9, 7 1 8
6. 公 債 費		5 0 0
	1. 公 債 費	5 0 0
7. 諸 支 出 金		1, 7 0 0
	1. 諸 費	1, 7 0 0
8. 予 備 費		3 0 0
	1. 予 備 費	3 0 0
歳 出 合 計		2, 8 7 1, 0 0 0

6. 平成21年度 香芝市下水道事業特別会計予算

6. 平成21年度香芝市下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,527,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		474,798
	1. 使用料	474,270
	2. 手数料	528
2. 国庫支出金		101,000
	1. 国庫補助金	101,000
3. 繰入金		453,200
	1. 他会計繰入金	453,200
4. 繰越金		2,000
	1. 繰越金	2,000
5. 諸収入		2
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
6. 市債		496,000
	1. 市債	496,000
歳 入 合 計		1,527,000

(歳 出)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 下水道事業費		758,000
	1. 下水道建設費	758,000
2. 公債費		766,000
	1. 公債費	766,000
3. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出 合 計		1,527,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市水洗便所改造資金融資あっせんに係る取扱金融機関に対する債務の損失補償	平成21年度から償還期間満了まで	水洗便所改造者が取扱金融機関より、借り入れる改造資金に対して香芝市が行う元金・利子及び遅延損害金相当額

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	286,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	37,700			
資本費平準化	171,600			
合 計	496,000			

7. 平成21年度 香芝市土地取得特別会計予算

7. 平成21年度香芝市土地取得特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表

歳入歳出予算

(歳入) (単位 千円)

款	項	金額
1. 繰入金		14,352
	1. 他会計繰入金	14,352
2. 繰越金		80,600
	1. 繰越金	80,600
3. 諸収入		48
	1. 市預金利子	48
4. 市債		55,000
	1. 市債	55,000
歳入合計		150,000

(歳出) (単位 千円)

款	項	金額
1. 諸支出金		135,648
	1. 財産取得費	135,648
2. 公債費		14,352
	1. 公債費	14,352
歳出合計		150,000

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	55,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	55,000			

8. 平成21年度 香芝市財産区財産特別会計予算

8. 平成21年度香芝市財産区財産特別会計予算

(総則)

第1条 平成21年度香芝市財産区財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳入歳出予算

(歳入) (単位 千円)

款	項	金額
1. 財産収入		19,157
	1. 財産運用収入	19,157
2. 繰入金		11,843
	1. 基金繰入金	11,843
歳入合計		31,000

(歳出) (単位 千円)

款	項	金額
1. 地元公共事業費		31,000
	1. 地元公共事業費	31,000
歳出合計		31,000

平成21年 3月16日

香芝市教育委員会公告第3号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第3回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|-----|---|------------------------|
| 1.日 | 時 | 平成21年3月19日(木) |
| | | 午後2時00分より |
| 2.場 | 所 | 香芝市役所 4階行政委員会室 |
| 3.案 | 件 | (1)香芝市教育委員会後援等名義使用について |
| | | (2)香芝市学校給食費徴収規則の制定について |
| | | (3)香芝市指定文化財の指定について |
| | | (4)その他 |